

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛施設庁, 事務所開設, 総理府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43400

对米请求权

秘
無期限

請求権ペーパーに関する大臣発言要領(案)

45/222
条 条

- 1 沖縄の施政権のわが国への返還に関連して、沖縄住民の米側に対する未解決の請求問題についての日本側の立場を述べたトーキング・ペーパーを用意いたしました。わが方にとり、この問題の円満な解決はきわめて重要であり、沖縄住民を初めわが国民が多大な関心をもつてこの問題の納得の行く解決を期待していることは、本件についての国会審議や報道等より既に米側も御存知のとおりであると考えます。
- 2 御承知のとおり本件請求問題は沖縄住民の各分野にわたる複雑多岐な問題を包含しており、問題の検討だけでも相当困難な作業でありました。したがって検討漏れの問題があるかも知れませんが、もし万

争点の用字の上配布あり。

一そのような問題が見出され、これが合理的な請求であると判断される場合には追加的に問題が提起されることもあり得ますので、あらかじめお断わりしておきたいと思ひます。

- 3 トーキング・ペーパーに示された考え方は、日本側としてはきわめて合理的提案であると考えておりますので、米側においてわが方の趣旨を十分理解され、本件解決に協力していただきたいと思ひます。
- 4 なお、既に述べましたごとく、本件は複雑多岐な問題を含んでおりますので、それらの技術的な点については、必要に応じて、いずれ事務当局からも十分に説明させたい、と思ひます。

沖縄現地の諸々の要望が、米側から合理的なものとして受け取られる

沖縄の請求権問題の実態及び処理方針(案)

A: 対米交渉において押し出すもの。
 B: 対米交渉において一応取り上げるもの。
 C: 対米交渉において取り上げないもの。
 M: 復帰後の米側による処理をね、メカニズムのみを決定しておくもの。
 S: かがり内部で更に検討する必要があるもの。

無期限
 評の内
 号

請求項目	講和前人身損害に 関する補償	軍用地の形質変更に関する復元補償			漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	入会制限による 損失補償	講和後の人身損害 に関する補償	国県有地貸付収入 の償還請求	潰れ地
		復帰時に解放済みの 軍用地で形質変更が 50.7.1. 以前のもの	復帰時に解放済みの軍用 地、布令20号に基づき支払 われない復元補償の現業の支 払が復帰後に支払われるもの	復帰後、施設区域として 再提供される軍用地							
評価	B	A	M	外務省処理方針案 (45.9.7)の通り	M	C	S	C(B)	M	S	
件数な面積	317件	約1,390,000坪	未完	未定	16件 ^(17件)	不明	9,616件	不明	11件 ^(琉球協会)	1539エーカー	不
請求額	573,954,180円	約430万ドル	未定	未定	19,659,823,450円 ^(16件)	不明	2,020,000ドル ^(年間)	不明	17,971.41ドル ^(同上)	9,000,000ドル ^(累積)	不
現地法令上の根拠	なし	なし	布令20号	なし 布令20号	なし 琉球漁業法	なし	土地借賃安定法 (消極的)	なし	外賠法	布告7号 (消極的)	政府賠償
請求者の主張	講和前の人身損害に ついては布令60号に基づ き見舞金支払が行われた ところ請求締切りに同 じく見舞金支払が行な われなかったことは未補償のまま 放置され、公平に欠くもの である。 ^(琉球)	同様に50.6.30.以前に 形質変更を受けた軍用地 では61.6.30.以前の解放 されたものについては布令60号 に基づき見舞金支払が行な われており、公平に欠くもの である。 ^(琉球)	当然のことであり、改めて 請求は行われていない。	施設区域としての再提供 に応じ地主が復帰前の 形質変更に関する復元補償 の確約を要求することは 当然予想される。	米軍の演習等による 漁民の操業利益の損 失補償を行わなければならない。 ^(琉球)	軍用地の稼収に伴って生 ずる通常損害に対する補 償が行われていないこと この種の損害に対する補償 責任の所在を明らかにする こと。必要措置を講ずる べきである。(地主連合会)	現行の軍用地借賃料体 系は、市街地化に即応し 得ず、一部の地域で著し く不合理を生じているので、 借賃の改定を行わなければ ならない。(地主連合会)	軍用地内の立入り 制限により、入会に よる薪炭採取等の利 益が失われたので、 補償すべきである(琉球)	現行の手続による解決 に至らぬまま復帰を促さ るについては、補償責任 の所在を明らかにすべき である。(琉球試案)	米民政府による国県有地 の民間企業等への貸付け は、陸戦法規に違反した 越権行為であり(琉球協 会)その収入を償還すべき である(大蔵)。	終戦前 の直 持現在 地に 不備 は な い
備考	種々事情はあつたにせよ、 所定の期限内に補償請求 を行わなかったことは事実 であり、本件提起の際の 対米説明は困難と思わ れる。	同時期における同種の損害 に対しては同様の補償が 行われて然るべきであり、 本件を米側に提起する理 由は十分あると思われる。	特に問題ないと思われる。	この種の復元補償義務 については、米側にこれを 負担せしめるの考の方 もあるが、現有軍用施設が 最終的には日本側に無償 譲渡されること及び50.6.30 以前の形質変更に関する復元 補償問題が解決される ことによる金銭的負担は思 われない。	米側は土地裁判所に 係属中の訴願について は復帰後然るべきメカ ニズムにより処理する模 様につき、一応これを委 ねるべきと思われるが、 訴願の仕方等については 対米交渉に指導されること を検討すべきである。	布令20号に基づく軍用地 制度及び現行借賃体系 そのものにつき疑義を呈 する限り、この種の補償 請求を米側に提起する は困難である。なお講和 前補償とのバランスに ついては説明原形を研究 する必要がある。	漁業補償と同様、復帰 後に米側が然るべきメ カニズムにより処理する 模様に、一応これを委 ねるべきと思われるが、 現行の借賃改定方式及び 土地裁判所における訴 願処理の実態を研究する 必要がある。	米軍の沖縄占領以前 に入会木又は入会 権が実際にあった かの要を調査する必要 がある。また本土の バランスについても検 討を要する。	米側が復帰後にこの 種の請求を処理する 必要メカニズムを考 慮すれば、足りると思 われる。	従来の米側の説明から 判断する限り、米側の 国県有地管理と収益の 支金については、特に 問題なく、対米請求と は関係ないと思われる が、米側より、 詳細資料入手の上、最 終的結論を出すことが 重要と思われる。	この種 対米 請求 解決 の 問題

実態及び処理方針(案)

- A: 対米交渉において不利とするもの。
- B: 対米交渉において一応取り上げるもの。
- C: 対米交渉において取り上げないもの。
- M: 復帰後の米側による処理に任せ、メカニズムのみを決めておくもの。
- S: かが方内部で更に検討する必要があるもの。

復元補償	漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	入会制限による損失補償	講和後の人身損害に関する補償	国所有地貸付収入の償還請求	潰れ地に関する補償	海没地に関する補償		基地公害
								那覇軍港	浸蝕地	
復帰後、施設区域として提供される軍用地										
外務省処理方針案(45.9.7)の通り	M	C	S	C(B)	M	S	C	S	C	M
未定	16件 ^(17件)	不明	9,616件	不明	11件 ^(琉政袖合)	1539エ- ⁻	不明	約1カ坪	不明	不明
未定	19,659,823.45円 ^(161件)	不明	2,020,000円 ^(年間)	不明	17,971.41円 ^(同上)	9,000,000円 ^(累積)	不明	不明	不明	不明
布令20号	琉球漁業法	なし	土地借賃安定法(消極的)	なし	外賠法	布告7号(消極的)	政府賠償法	なし	なし	外賠法
施設区域としての再提供を受ける地主が復帰前の復元補償に要求越すことは然予想される。	米軍の演習等による漁民の操業利益の損失補償を行なうべきである。(琉政)	軍用地の復元に伴って生ずる通常損害に対する補償が行われることによるこの種の損害に対する補償責任の所在を明らかにすること。必要措置を講ずべきである。(地連連合)	現行の軍用地借賃料体系は、市街地化に即応し得ず、一部の地域で著しい不合理を生じているので、借賃の改定を行わなければならない。(地連連合)	軍用地内の立ち入り制限により、入会による薪炭採取等の利益が失われるので、補償すべきである(琉政)	現行の講和による解決に至らぬまま復帰を迎えることについては、補償責任の所在を明らかにすべきである。(琉政)	米民政府による国所有地の民間企業等への貸付は、陸戦法規に違反した越権行為であり(復帰後)その収入を償還すべきである(大蔵)。	終戦前後に日本軍が米軍により道路や溝に破壊され、その結果現在まで何の補償もなされず現状固定された土地については、終戦処理の不備として国責任で処理すべきである。(琉政)	軍用地として米側に接收され、那覇軍港拡張のため削り取られ消滅した私有地については、復帰後買上げ補償が行われるべきであり、その間の期間借賃を払うべきである。(地連連合)	本件は海岸沿いの軍用地の自然の浸蝕による土地の消失を問題としており、請求の趣旨は那覇軍港の海没地と同様である。(地連連合)	米軍基地からの廃油流出、騒音、放射能汚染等による損害については、日米間で協議の上、適切な処理を行わなければならない。(琉政)
各種の復元補償義務については、米側にこれを押しつけるべきでなく、現行軍用施設が最終的には日本側に無償渡されること及び50.6.30前の形質変更に関する復元補償問題が解決されることによる金銭的負担は米側にあり、	米側は土地裁判所に係属中の訴願については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねればよいと思われるが、訴願の仕方等については、対策庁に指導されることと検討すべきである。	布令20号に基づく軍用地制度及び現行借賃体系そのものにつき疑義を呈するものがない限り、この種の補償請求を米側に提起することは困難である。なお講和前後補償とのバランスについては説明振りを研究する必要がある。	漁業補償と同様、復帰後に米側から然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねればよいと思われるが、現行の借賃改定方式及び土地裁判所における訴願処理の実態を研究する必要がある。	米軍の沖縄占領以前に入会権利入会慣行が実際にあったかの実を調査する必要がある。また本土のバランスについても検討を要する。	米側が復帰後にこの種の請求を処理するに必要メカニズムを考慮すれば、足りると思われる。	従来の米側の説明から判断する限り、米側の国所有地管理と収益の支分については、特に問題なく、対米請求とはなり得ないと思われるが、米側より、詳細資料入手の上、最終的結論を出すことが妥当と思われる。	この種の請求は、それに対米請求とはなり得ず、解決を要するとして、政府賠償法による賠償法の問題である。	本件は、民事法による契約違反に基づく損害賠償として把握すべきであり、米軍と相手との請求は民法の適用はないので、これは復元補償の問題として、処理すべきである。	米側の管理義務違反を立証することは極めて困難と思われる。	基本的には外賠法の問題であり、その処理が復帰後に持ち越されるものについては、米側に然るべきメカニズムを用意させ、米側の処理に委ねれば足りると思われる。

沖縄の請求権問題の実態及び処理方針(案)

A: 対米交渉においてプッシュしたもの。
 B: 対米交渉において一応取り上げられたもの。
 C: 対米交渉において取り上げないもの。
 M: 復帰後の米側による処理に任せ、メカニズムのみを決めておく。
 S: 米が内部で更に検討する必要があるもの。

極 秘
 無 期 限
 の 内 部 号

請求項目	講和前人身損害に関する補償	軍用地の形質変更に関する復元補償			漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	入会制限による損失補償	講和後の人身損害に関する補償	国県有地貸付収入の償還請求	備考
		復帰時に解放済みの軍用地で形質変更が50.7.1.以前のもの	復帰時に解放済みの軍用地で布令20号に基づき実施された復元補償の現業の支出が復帰後に発生したもの	復帰後、施設区域として再提供される軍用地							
評価	B	A	M	外務省外務局 S	M	C	S	C(B)	M	CS	
件数及び面積	317件	約1,390,000坪	未定	未定	(17件) 16件	不明	9,616件	不明	(琉球総合) 11件	1539エーカー	
請求額	573,954.18ドル	約430万ドル	未定	未定	(16件) 19,659,823.45ドル	不明	(年間) 2,020,000ドル	不明	(同上) 17,971.41ドル	(累積) 9,000,000ドル	
現地法令上の根拠	なし	なし	布令20号	なし 布令20号	なし 琉球漁業法	なし	土地借賃安定法 (消極的)	なし	外賠法	布告7号 (消極的)	政府規
請求者の主張	講和前の人身損害については布令60号に基づき見舞金支給が行われたところ、請求締切りに間に合わなかった者に対する未補償のまま放置され、公平を欠くもの(琉政)	同じく50.6.30.以前に形質変更を受けた軍用地でも、61.6.30.以前の解放されたものについては布令60号に基づく見舞金支給が行われており、公平に切らぬ(琉政)	当然のことであり、改めて請求は行われていない。	施設区域としての再提供に応じ地主が復帰前の形質変更に関する復元補償の権利を要求することは当然予想される。	米軍の演習等による漁民の漁業利益の損失補償を行わなければならない(琉政)	軍用地の稼げに伴って生じた通常損害に対する補償が行われていないこと、この種の損害に対する補償責任の所在を明らかにすること、必要措置を講ずるべきこと(地主連合会)。	現行の軍用地賃借料体系は、市街地化に即応し得ず、一部の地域で著しい不合理を生じているので、借賃の改定を行わなければならない(地主連合会)	軍用地内の立入り制限により、入会による薪炭採取等の利益が失われたので、補償すべきである(地補)	現行の手続による解決に至らぬまま復帰を迫るものについては、補償責任の所在を明らかにすべきである(琉政試案)	米民政府による国県有地の民間企業等への貸付けは、陸戦法規に違反した越権行為であり(復帰協)、その収入を償還すべきである(大蔵)。	終戦により封鎖された土地に不備をきたす
備考	種々事情はあり、所定の期間内に補償請求を行わなかったことは事実であり、本件提起の際の対米説明は困難と思われる。	同時期における同種の損害に対しては同様の補償が行われて然るべきであり、本件を米側に提起する理由は十分あると思われる。	特に問題ないと思われる。	この種の復元補償義務については、米側にこれを負担せしめようとする考えがあるが、現行軍用施設が最終的に日本側に無償譲渡されること及び50.6.30.以前の形質変更に関する復元補償問題が解決されたこと、金銭的妥当性は思われない。	米側は工場地裁判所に係属中の訴願については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねられようと思われるが、訴願の仕方等については、対策庁に指導を要することを確認すべきであろう。	布令20号に基づく軍用地制度及び現行借賃体系そのものにつき疑義を呈するものがない限り、この種の補償請求を米側に提起することは困難である。なお、講和前後補償とのバランスについては説明帳を研究する必要がある。	漁業補償と同様、復帰後に米側が然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねられようと思われるが、現行の借賃改定の方式及び土地裁判所における訴願処理の実態を研究する必要がある。	米軍の沖縄占領以前に入会権なしに入会権行使が実際にあったかの調査が必要がある。また、本土のバランスについても検討を要する。	米側が復帰後にこの種の請求を処理するに必要メカニズムを考慮すれば、足りると思われる。	従来の米側の説明から判断(琉政)、米側の国県有地管理と収益の支出については、特に問題なく、対米請求は十分な利益を得ると思われるが、米側より詳細資料入手の上、最終的結論を出すことが妥当と思われる。	この請求解決の方向

問題の実態及び処理方針(案)

- A: 対米交渉において不利なものである。
- B: 対米交渉において一応取り上げること。
- C: 対米交渉において取り上げないこと。
- M: 復帰後の米側による処理の負担、メカニズムのみを決定しておく。
- S: 地方当局で更に検討が必要である。

45.11.18 案規

軍用施設		漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	入会制限による損失補償	講和後の人身損害に関する補償	国所有地貸付収入の償還請求	潰れ地に関する補償	海没地に関する補償		基地公害
復帰後、施設区域として再提供される軍用地	外務省管外								那覇軍港	浸蝕地	
なし	外務省管外	M	C	S	C(B)	M	NS	C	BS	C	M
未定	未定	16件 ^(17件)	不明	9,616件	不明	11件 ^(琉球統合)	1539エーカー	不明	約1万坪	不明	不明
未定	未定	19,659,823.45ドル ^(16件)	不明	2,020,000ドル ^(年間)	不明	17,971.41ドル ^(同上)	9,000,000ドル ^(累積)	不明	不明	不明	不明
なし	布令20号	なし	なし	土地借賃実定法 ^(消極的)	なし	外賠法	布告7号 ^(消極的)	政府賠償法 国家賠償法	なし	なし	外賠法
施設区域としての再提供に必要とする土地が復帰前の形質変更に関する復元補償の確約を要求することは当然予想される。	米軍の演習等による漁民の稼業利益の損失補償を行おうべきである。(琉球)	軍用地の稼業に伴って生ずる通常損害に対する補償が行われていないこと。この種の損害に対する補償責任の所在を明らかにするとして、必要措置を講じることが必要である。(地連連合会)	布令20号に基づく軍用地制度及び現行借賃体系そのものに疑義を呈するものがない限り、この種の補償請求を米側に提起することは困難である。なお講和前後補償とのバランスについては説明責任を研究する必要があり。	現行の軍用地賃借料体系は、市街地化に即して得ず、一部の地域で著しい不合理を生じているので、借賃の改定を行おうべきである。(地連連合会)	軍用地内の立入り制限により、入会による薪炭採取等の利益が失われたので、補償すべきである(地連)	現行の手段による解決に至らぬまま復帰を促すものについては、補償責任の所在を明らかにすべきである。(琉球試案)	米民政府による国所有地の民間企業等への貸付けは、陸戦法規に違反した越権行為であり(復帰後)、その収入を償還すべきである(大蔵)。	終戦前後の日本軍及び米軍により道路や溝に水が溜り、現存する何の補償もなしに現状固定された土地については、終戦処理の不備として国債で処理すべきである。(琉球)	軍用地として米側に借取され、那覇軍港拡張のため削り取られ消滅した私有地については、復帰後買上り補償が行われるべきであり、その収入は米側に償還されるべきである。(地連連合会)	本件は海岸沿いの軍用地の自然の浸蝕による土地の流失の問題として認められ、請求の趣旨は那覇軍港の海没地と同様である。(地連連合会)	米軍基地からの廃油流出、騒音、放射能汚染等による損害については、日米間で協議の上、適切な処理を行おうべきである。(琉球)
この種の復元補償義務については、米側にこれを負担せしめようとする考えがあるが、現存軍用施設が最終的には日本側に無償譲渡されること及び50.6.30以前の形質変更に関する復元補償問題が解決されないことによる金銭的負担は思われない。	米側は土地裁判所に係属中の訴訟については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに変わればよいと思われるが、訴訟の仕方等については対策を指導することも検討すべきであろう。	米側は土地裁判所に係属中の訴訟については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに変わればよいと思われるが、訴訟の仕方等については対策を指導することも検討すべきであろう。	米側は土地裁判所に係属中の訴訟については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに変わればよいと思われるが、訴訟の仕方等については対策を指導することも検討すべきであろう。	米側は土地裁判所に係属中の訴訟については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに変わればよいと思われるが、訴訟の仕方等については対策を指導することも検討すべきであろう。	米軍の沖縄占領以前に入会権なく入会権行使が実際にあったかの調査が必要がある。また本土とのバランスについても検討を要する。	米側が復帰後にこの種の請求を処理しようとする場合は、足りると思われる。	従来の米側の説明から判断し、米側の国所有地管理と収益の支分については、特に問題なく対米請求とはなり得ると思われるが、米側より詳細資料入手の上、最終的結論を出すことは今後の課題である。	この種の請求は、それと対米請求とはなり得ず、解決を要するとしても、政府賠償法ないし国家賠償法の問題である。	本件は、民事法による契約違反に基づく損害賠償として把握すべきであり、米軍相手とする請求は民法の適用はなからず、むしろ復元補償の問題として、処理すべきであろう。	米側の管理義務違反を立証することは極めて困難と思われる。	基本的には外賠法の問題であり、その処理が復帰後に持ち越されるものについては、米側に然るべきメカニズムを用意させ、米側の処理に奪取されると思われ。

沖縄の請求権問題の実態及び処理方針(案)

新・買収補償

A: 対米交渉において優先されるもの。
 B: 対米交渉において一応取り上げるもの。
 C: 対米交渉において取り上げないもの。
 M: 復帰後の米側による処理に任せ、メカニズムのみを決めておくもの。
 S: 現行法内での更なる検討が必要なもの。

極秘
 期限
 評の内
 号

請求項目	講和前人身損害に関する補償	軍用地の形質変更に関する復元補償				漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	入会制限による損失補償	講和後の人身損害に関する補償	国所有地賃付収入の償還請求	潰れ地
		復帰時に解放済みの軍用地で形質変更が50.7.1.以前のもの	復帰時に解放済みの軍用地で布令20号に基づき形質変更が復元補償の現案より復元後と異なるもの	復帰後、施設区域として再提供される軍用地 (61.6.30以前)	復帰後、施設区域として再提供される軍用地 (61.6.30以後)							
評価	B	A	M	(S) 7-7 (現行法内)	M	C	S	C(B)	M	S		
件数と面積	317件	約1,390,000坪	未定	未定	16件 ^(17件) 琉球漁業法	不明	9,616件	不明	11件 ^(琉球漁業法)	1539エーカー	不	
請求額	573,954.18ドル	約430万ドル	未定	未定	19,659,823.45ドル ^(16件分)	不明	2,020,000ドル ^(年間)	不明	17,971.41ドル ^(同上)	9,000,000ドル ^(累積)	不	
現地法令上の根拠	なし	なし	布令20号	なし 布令20号	琉球漁業法	なし	土地借賃貸定法 (消極的)	なし	外賠法	布告7号 (消極的)	政府賠償法	
請求者の主張	講和前の人身損害については布令60号に基づく見舞金支給が行われたこと、請求締切りに関し合意がなされたこと、請求の公平な取扱いを求め、公平に扱われること。(琉球)	同じく50.6.30.以前に形質変更を受けた軍用地で61.6.30.以前に解放されたものについては布令60号に基づく見舞金支給が行われ、公平に扱われること。(琉球)	当然のことであり、改めて請求は行われていない。	施設区域としての再提供に際して地主が復帰前の形質変更に関する復元補償の権利を要求することは当然予想される。	米軍の演習等による漁民の操業利益の損失補償を行わなければならない。(琉球)	軍用地の稼収に伴って生ずる通常損害に対する補償が行われていないこと、この種の損害に対する補償責任の所在を明らかにすること、必要措置を講ずること。(地主連合会)	現行の軍用地借賃料体系は、市街地化に即応し得ず、一部の地域で著しい不合理を生じているので、借賃の改定を行わなければならない。(地主連合会)	軍用地内の立入り制限により、入会による薪炭採取等の利益が失われるので、補償すべきである。(琉球)	現行の手続による解決に至らぬまま復帰を促すことについては、補償責任の所在を明らかにすべきである。(琉球草案)	米民政府による国所有地の民間企業等への賃付は、陸戦法規に違反した越権行為であり(復帰後)、その収入を償還すべきである(大蔵)。	終戦前後により道路封鎖現在も封鎖状態にあり、地味の不備により復元が必要である。	
備考	種々事情はあり、所定の期間内に補償請求を行わなければならないこと、本件提起の際の対米説明は困難と思われる。	同時期における同種の損害に対しては同様の補償が行われて然るべきであり、本件と米側に提起する理由は十分あると思われる。	特に関係ないと思われる。	この種の復元補償義務については、米側にこれを負担せしめるのが考えられるが、現行軍用施設が最終的には日本側に無償譲渡されること及び50.6.30以前の形質変更に関する復元補償問題が解決されれば、金銭のみを償還するものではない。	米側は土地裁判所に係属中の訴願については復帰後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねればよいと思われるが、訴願の仕方等については対策庁に指導されることと検討すべきである。	布令20号に基づく軍用地制度及び現行借賃体系そのものにつき疑義と呈するもの限り、この種の補償請求を米側に提起することは困難である。なお、講和前後のバランスについては説明振りを研究する必要はある。	漁業補償と同様、復帰後に米側から然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これに委ねればよいと思われるが、現行の借賃改定方式及び土地裁判所における訴願処理の実態を研究する必要はある。	米軍の沖縄占領以前に入会権なく入会権行使が実際にあったかの調査が必要である。また、本土のバランスについても検討を要する。	米側が復帰後にこの種の請求を処理するに必要メカニズムを考慮すれば、足りると思われる。	従来の米側の説明から判断する限り、米側の国所有地管理と収益の支分については、特に問題なく、対米請求とは関係ないと思われるが、米側より、詳細資料入手の上、最終的結論を出すことが必要と思われる。	この種の請求解決に要する賠償法上の問題について、	

通の実態及び処理方針(案)

新・買収手続

- A: 対米交渉において優先的のもの。
- B: 対米交渉において一応取り上げるもの。
- C: 対米交渉において取り上げないもの。
- M: 復旧後の米側に処理を任せ、メカニズムのみを決めておくもの。
- S: ほかの方内部で更に検討する必要があるもの。

通	復元補償	漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	入会制限による損失補償	講和後の人身損害に関する補償	国所有地貸付収入の償還請求	潰れ地に関する補償	海没地に関する補償		基地公害
									那覇軍港	浸蝕地	
復旧後施設区域として再提供される軍用地 (6,000ヘクタール) (新大島島C) 9-9 S 外給給米用米	M	C	S	C(B)	M	S	C	S	C	M	
未定	改定 16件 (17件)	不明	9,616件	不明	11件 (琉球総合)	1539エーカー	不明	約1万坪	不明	不明	
未定	19,659,823.45ドル (16件分)	不明	2,020,000ドル (年間)	不明	17,971.41ドル (同上)	9,000,000ドル (累積)	不明	不明	不明	不明	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
布令20号	琉球漁業法	なし	土地借賃安定法 (消極的)	なし	外賠法	布告7号 (消極的)	政府賠償法 国家賠償法	なし	なし	外賠法	
施設区域としての再提供に依る地が復旧前の形質変更に関する復元補償の確約を要求することは当然予想される。	米軍の演習等による漁民の操業利益の損失補償を行なうべきである。(琉政)	軍用地の稼収に伴って生ずる通損補償に対する補償が行われていないことこの種の損害に対する補償責任の所在を明らかにすること必要措置を講じべきである。(地連連合会)	現行の軍用地借賃体系は、市街地化に即応し得ず、一部の地域で著しい不合理を生じているので、借賃の改定を行わなければならない。(地連連合会)	軍用地内の立入り制限により、入会による薪炭採取等の利益が失われたので、補償すべきである(地連)	現行の手續による解決に至らぬまま復旧を促すことについては、補償責任の所在を明らかにすべきである。(琉政試案)	米民政府による国所有地の民間企業等への貸付けは、陸戦法規に違反した越権行為であり(復旧協)その収入を償還すべきである(大蔵)。	終戦前後に米軍及び米軍により道路や溝が破壊され、その復旧に何の補償もなされず、現行の米軍による土地の不法な占有による損害は、終戦処理の不備として国債で処理すべきである。(琉政)	軍用地として米側に稼収され、那覇軍港拡張のため削り取られ、復旧後買上げ補償が行われなかったこと、その収入を米側に償還すべきである。(地連連合会)	本件は海岸沿いの軍用地の自然の浸蝕による土地の流失の問題として認められ、請求の趣旨は那覇軍港の海没地と同様である。(地連連合会)	米軍基地からの廃油流出、騒音、放射能汚染等による損害については、日米間で協議の上、適切な処理を行わなければならない。(琉政)	
この種の復元補償義務については、米側にこれを負担せしめるべきであるが、現行軍用施設が最終的には日本側に無償譲渡されること及び50.630以前の形質変更に関する復元補償問題が解決されたことにより、金銭的負担は米側にあり、	米側は土地裁判所に係属中の訴願については復旧後然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これを委託すればよいと思われるが、訴願の仕方等については、対策府に指導されることとして検討すべきである。	布令20号に基づく軍用地制度及び現行借賃体系そのものにつき疑義を呈するものがない限り、この種の補償請求を米側に提起することは困難である。なお、講和前後補償とのバランスについては説明振りを研究する必要がある。	漁業補償と同様、復旧後に米側が然るべきメカニズムにより処理する模様につき、一応これを委託すればよいと思われるが、現行の借賃改定的方式及び土地裁判所に係る訴願処理の実態を研究する必要がある。	米軍の沖繩占領以前に入会権利の入会権行使が実際にあったかの調査が必要である。また、本土とのバランスについても検討を要する。	米側が復旧後にこの種の請求を処理するに必要メカニズムを考慮すれば、足りると思われる。	従来の米側の説明から判断し、米側の国所有地管理と収益の支戻については、特に問題なく、対米請求は行われ得ると思われるが、米側より、詳細資料入手の上、最終的結論を出すことが必要と思われる。	この種の請求は、それに対米請求は行われ得ず、解決を要するとして、政府賠償法ないし国家賠償法の問題である。	本件は、民事法上米軍契約違反に基づく損害賠償として把握すべきであるが、米軍と相手との請求は民法の適用はなからず、むしろ復元補償の問題として、処理すべきである。	米側の管理義務違反を立証することは極めて困難と思われる。	基本的には外賠法の問題であり、その処理が復旧後に持ち越されるものについては、米側に然るべきメカニズムを用意させ、米側の処理に資すれば足りると思われる。	

安全保障課長

〒 500 0001 大阪府 大阪市 東区 西成 1-1-1

(108)

参事官

子 子 子

米(米) 北米第一課長



第 3432 号
昭和 46 年 5 月 4 日

外務大臣殿

在 牛 米 場 大 使



(件名)

沖繩の請求権問題に関連する米国法制の調査(訓令回答)

引用公・電信
日付・番号

昭46年4月22日付米北17662号

米国における土地収用及び使用に伴う損失の補償について

調査した結果を別添報告書のとおり報告申し上げます。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

文書型
首席事務官
総務
沖繩
渉外調査
漁業
航空
科協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



米国における土地収用及び

使用に伴う損失の補償について

1. 連邦法に基づく補償

(1) 関係法令

連邦における不動産の収用及び使用 (condemnation) (以下収用

と称する) に関する一般的な制定法は、40 U.S.C. §257 (別添) 2

あり、同条は、公共用建築物の建設その他の公共的使用を目的

として不動産を収用しうることを規定している (1)。

しかし、同条は、収用に伴う損失補償の要件、内容等について、ま

たく規定していない。補償に関しては、連邦憲法修正5条(別添)

が、私有財産を公共の目的で収用する場合には「正当な補償

(just compensation)」がなされるべきことを定め、21節に過ぎない。

従って、補償の要件、内容等を決定しようとする場合には、それが

同修正条項の「正当な補償」に該当するかどうかを判断するわけ

であり、同条項に照して存在する「ほう大な数の判例が」解釈の

根拠とされる。

不動産の収用年表は、前記制定法の規定により、司法長官が連邦地方裁判所に対して行うこととなるが⁽²⁾、司法省は補償の要件、内容等に関する基準等を定め⁽¹⁾ない。

(1) 収用に関する特別規定としては、他に 43 U.S.C. 421 (灌漑計画)、33 U.S.C. 591 (港湾関係)等が存在する。いずれも補償の要件、内容等を規定せず、もはや一般原則に従っている。

(2) 司法省の担当部局は、国土天然資源局 (Land and Natural Resources Division) とされている。

(2) 補償の種類及び内容

(i) 基本的原則

補償の要件及び内容は、基本的には、目的物の「市場価格 (market value)」を補償することをもって必要かつ十分な措置と考え、それ以外の補償は例外的に認められるに過ぎない、という原則に基づいて定められる。

これは、特別な損失の補償を行わない、という意味ではなく、収用された目的物の「市場価格」を補償することは、収用に伴って生ずる特別な損失(たとえば、営業補償、離作補償、残地補償、水利補償の対象となる損失も当然に包含している)という考え方に基いている。

たとえば、商業地域で営業を行っていた者の土地を収用する場合、その土地の「市場価格」は、営業上の有利な生等を十分に反映し、他の地域の「市場価格」よりはるかに高いものであり、従ってその土地の「市場価格」を補償することは、とりもなおさず、その土地を失うことによる通常の営業上の損失を補償したことを意味する。

また、離作補償については、農業から転換を強いられたことは、大きな土地を有する米国では通常考えられない。もし農地が稀少であれば、収用された農地の「市場価格」は高騰しているはずであり、その「市場価格」の補償により、農業から転換を強いられた

ことに伴って生ずる通常の損失は補償されたと見べきである。また、
 耕地に費用を投じて生産性の高い農地を作り上げた場合、その農
 地の「市場価格」は当然にその事実を反映して他の土地よりも高くな
 りていはずであり、この場合も「市場価格」の補償のみで十分としている。
 この点、所有者と土地との間に主観的・伝統的結合が強く認めら
 れるが、^④と比較して大きな差異が存在する。
 残地補償については、他の補償と若干異なり、実質的に残地に
 生ずる損失を特別な損失と見てその補償を行なっているように見
 える。ただ、後述するように、残地補償という特別な補償を認めたので
 はなく、収用部分の「市場価格」を決定する場合に、残地に生ずる
 損失を考慮するというのであり、あくまでも「市場価格」の基本原則
 を崩していない。
 水利補償については「市場価格」の原則がここにも適用される。
 すなわち、農業用水等の利用権を有する土地は、他の土地に比較し
 てその「市場価格」が高く、これは、水利権の

う損失は補償されたと見てい
 る。以上のように、米国における収用に伴う損失の補償は原則的に
 「市場価格の補償」を中心としている。これは「市場価格」が、収用
 物件について通常生ずる損失を補償するに足る価格である、すな
 わちこの事実を十分に反映しているという前提に立っていることを意味する。
 そして米国における所有者と収用物件との結合の客観的性格、豊
 かな市場性等はこの前提も十分に裏付けているといえよう。
 ただ、ここで注意すべきことは、前述した「市場価格中心の原則」
 はあくまでも基本原則であり、「市場価格」の補償のみでは十分とい
 えぬ損失も存在する。補償事件の大部分はこの「市場価格」の
 補償によって解決されたものの、「市場価格」がどこまでの損失を補
 償しているかは大きな問題である。判例によっても必ずしも明確
 にされていない。各種の補償に用いた問題とされた代表的判例
 は次のとおりである。
 (ii) 目的物の補償

前述したように収用物件の価格はいわゆる「市場価格」によつて定められたものであり、判例も一貫してその態度を保持している(1)。

この「市場価格」は、目的物の所在地、特に道路、河川、港湾、輸送機関等への距離等を含めて、「市場価格」に影響を及ぼす多数の客観的要素を考慮して定められた(2)。「市場価格」は、収用物件の被収用前に対する価値によつて定められ、収用前に対する価値によらないことは当然である(3)。所有前の一身的事情に基づく主観的価値は、それが一般人によつて承認されたべき価値でない限り考慮されない(4)。「市場価格」の決定に当たっては、通常の場合最近における近隣の同種物件の取引価格を標準にして定めることが望ましく(5)、市場が存在しない場合には専門家の評価に委ねられる(6)。土地の上に存在する立木、隠産物、砂利等は、価格決定の際にあわせて評価される(6)。課税を目的とした収用物件の評価額は考慮されない(7)。

(1) 代表的な判例は U.S. v. Petty Motor Co., 327 U.S. 372 (1945)

(2) *Gwathmey v. U.S.*, 215 F.2d 148 (1954)

(3) *Phillips v. U.S.*, 148 F.2d 714 (1945)

(4) *Smither v. U.S.*, 91 F. Supp. 582 (1956)

(5) *U.S. v. 13,255.53 Acres of Land*, 158 F.2d 874 (1946)

(6) *U.S. v. 5139.5 Acres of Land*, 200 F.2d 659 (1952)

(7) *11,000 Acres of Land v. U.S.*, 152 F.2d 566 (1945)

(iii) 営業補償

前述したように、収用に伴つて通常生ずる営業上の損失については、特別の補償は認められず、目的物の「市場価値」の補償のみがなされる(1)。従つて営業の本拠地の移転に伴う顧客の減少あるいは近隣に高速道路が建設されたことにより顧客の立寄りが増加すること等は補償の対象とならない(2)。

(1) *U.S. v. 257.654 Acres of Land*, 72 F. Supp. 903 (1947)

(2) *Winn v. U.S.*, 272 F.2d 282 (1959)

(iv) 離業補償

前述したように、離業の転換を強いられたことの補償は、土地の「市場

価格」の補償で十分であるとされているが、この種の判例は見当たらない。

(v) 残地補償

前述したように、残地補償については、他の補償と異なり、実質的に残地に生ずる損失を特別な損失と見做すの補償を行なっている。ただ、残地補償という独立した特別な補償を認めおさる。収用部分の「市場価格」を決定する場合に残地に生ずる損失を考慮するという方法が行なわれている。すなわち、物件の一部について収用が行なわれた場合、残余部分も含めた全部の物件の「市場価格」から、損失をこう受った残余部分のみの「市場価格」を引いた差額を収用部分の「市場価格」とする方法によって残余部分の損失を実質的に補償している(1)。収用部分の土地にガソリン・タンクを設置する場合、残余部分に対する危険度等を考慮し、収用部分の市場価格を決定せよとする判例も同趣旨である(2)。

(1) U.S. v. 10,064.97 Acres of Land, 12 F.R.D. 393 (1952)

(2) West Virginia Pulp & Paper Co. v. U.S., 200 F. 2d (1953)

(vi) 水利補償

前述したように、農業用水等の利用権に対する損失は、土地等の「市場価格」の補償によって、その補償がなされたと見做すべきであるが、この種の補償に関する判例は見当たらない。ただ、ダム建設により下流の橋梁会社の河川利用に関する権利に損失を生じた場合、その利用権の「市場価格」を補償すべきであるとする判例が存在する(1)。

(1) U.S. v. Wauna Toll Bridge Co., 130 F. 2d 855 (1942)

(vii) 移転補償

収用に伴って通常必要とされる移転費(たとえば、運送費、梱包費等)は特別な補償の対象とならない(1)。ただ、電柱の移転(2)、倉庫内物品の移転(3)等の費用は通常の費用を越えるものとして補償がなされる。

(1) U.S. v. Merchants Matrix Cut Syndicate, 219 F. 2d 90 (1955)

(2) Tennessee v. U.S., 256 F. 2d 244 (1958)

(3) General Motors Corp. v. U.S., 140 F. 2d 873 (1944)

2. 州法に基づく補償

州における不動産の収用に關しては、州憲法、州制定法の規定によつてなるが、連邦における「正当な補償」の憲法的保障は、州にも適用され、補償の要件、内容等に關しては、これまで連邦に引いて述べたことがおおむね適用される。連邦と州との補償の運用に關する差異はほとんど認められない。

lar assistant United States attorneys, Federal District Court has no jurisdiction unless such attorneys are specially appointed and specially directed by attorney general in each case. U. S. v. 1,000 Acres of Land in Riverside County, Cal., D.C.Cal.1914, 51 F.Supp. 867.

Where special assistant, acting under general delegation of authority from Attorney General, redelegated his power of supervision over government's condemnation proceeding to other attorneys who represented government, Federal District Court was without jurisdiction. Id.

3. Duties of United States attorneys

A United States attorney has authority to condemn land requested by the Secretary of the Army for an air base, since under this section legal services leading to procurement of titles to public building sites generally must be rendered by United States attorneys. U. S. v. Hall, C.C.A.Cal.1914, 145 F.2d 781, certiorari denied 65 S.Ct. 1010, 321 U.S. 871, 89 L.Ed. 1423.

United States attorney must initiate and prosecute condemnation proceedings on behalf of government in order to give federal district court jurisdiction. U. S. v. 1,000 Acres of Land in Riverside County, Cal., D.C.Cal.1914, 51 F.Supp. 867.

Legal proceedings for the acquisition of park property are part of duties of Attorney General and district attorney. Perry v. U. S., 1893, 28 Ct.Cl. 483. See, also, Cole v. U. S., 1893, 28 Ct.Cl. 501.

4. — Mandatory nature of

Requirements imposed upon United States attorneys by this section are mandatory. U. S. v. 1,000 Acres of Land in Riverside County, Cal., D.C.Cal.1914, 51 F.Supp. 867.

5. Compensation

United States Attorneys can bind the United States, to extent that Attorney General does not limit their authority, for incidental services facilitating transaction of public business in their offices. Thomson v. U. S., 1900, 357 F.2d 683, 174 Ct.Cl. 780.

§ 257. Condemnation of realty for sites and other uses

In every case in which the Secretary of the Treasury or any other officer of the Government has been, or hereafter shall be, authorized to procure real estate for the erection of a public building or for other public uses, he may acquire the same for the United States by condemnation, under judicial process, whenever in his opinion it is necessary or advantageous to the Government to do so.

District attorney employed by the Attorney General to investigate the title to land and to make an abstract of title, is entitled to a reasonable compensation for his services and expenses, over and above his regular salary. Weed v. U. S., D.C.Mont.1897, 82 F. 414.

United States attorney is not entitled to extra compensation for examining title. U. S. v. Ady, Kan.1896, 76 F. 359, 22 C.C.A. 223. See, also, U. S. v. Johnson, 1899, 19 S.Ct. 427, 173 U.S. 363, 43 L.Ed. 731; Weed v. U. S., D.C.Mont.1897, 82 F. 414; Rulm v. U. S., C.C.Tenn.1895, 66 F. 531; Weed v. U. S., D.C.Mont.1894, 65 F. 399; 1887, 19 Op.Atty.Gen. 63; 1868, 12 Op.Atty.Gen. 416; 1866, 11 Op.Atty.Gen. 433; 1855, 7 Op.Atty.Gen. 46; Cole v. U. S., 1893, 28 Ct.Cl. 501; Perry v. U. S., 1893, 28 Ct.Cl. 483.

Former section 70 of Title 5 prohibiting payment of extra allowances to any person whose pay is fixed by law unless the same is authorized by law is unambiguous and precluded payment of extra compensation to plaintiff for legal services in land title work rendered while serving as yeoman in United States Navy, notwithstanding section 529 of former Title 34, Navy, regarding expenditure of public money on site purchased for navy yard or building. Ward v. U. S., D.C. Ark.1916, 65 F.Supp. 9, affirmed 155 F.2d 499, certiorari denied 67 S.Ct. 1535, 331 U. S. 814, 91 L.Ed. 1864.

6. Mandamus

The Court of Appeals, in its discretion, would issue writ of mandamus, on the government's petition to compel district judge to assume jurisdiction of government's proceeding to condemn land requested by Secretary of the Army for an air base, where judge erroneously decided that district court was without jurisdiction because proceeding was not prosecuted by United States attorney but by Attorney General's special assistant and a special attorney in the Lands Division of the Department of Justice. U. S. v. Hall, C.C.A.Cal.1914, 145 F.2d 781, certiorari denied 65 S.Ct. 1010, 321 U.S. 871, 89 L.Ed. 1423.

Secretary General of the United States, upon every application of the Secretary of the Treasury, under this section and section 258 of this title, or such other officer, shall cause proceedings to be commenced for condemnation within thirty days from receipt of the application at the Department of Justice.

Aug. 1, 1888, c. 728, § 1, 25 Stat. 357; June 25, 1948, c. 646, § 6, 62 Stat. 986.

Historical Note

References in Text. Section 258 of this title, referred to in text of this section, has been omitted from the Code as superseded by Rule 71A of the Federal Rules of Civil Procedure, 28 U.S.C.A.

1948 Amendment. Act June 25, 1948, omitted provisions covering jurisdictional and venue matters now covered by sections 1353 and 1403 of Title 28, Judiciary and Judicial Procedure.

Effective Date of 1948 Amendment. Section 38 of Act June 25, 1948, provided that the amendment of this section by Act June 25, 1948, shall be effective Sept. 1, 1948.

TREATIES

Bilateral Treaties of Friendship, Commerce and Navigation contain provisions that property of nationals and companies of either party is not to be taken within the territories of the other party except for a public purpose, nor is it to be taken without the prompt payment of just compensation. Such compensation is to be in an effectively realizable form and represent the full equivalent of the property taken; and adequate provision must have been made at or prior to the time of taking for the determination and payment thereof.

Country	Date Signed	Entered into Force	Citation
Argentina	July 27, 1853	Dec. 20, 1854	10 Stat. 1005
China	Nov. 4, 1946	Nov. 30, 1948	63 Stat. 1239
Costa Rica	Oct. 1, 1951	July 30, 1951	12 UST 508
Denmark	July 19, 1951	May 26, 1952	10 Stat. 916
Ethiopia	Oct. 29, 1954	July 14, 1956	TIAS 3593
Germany (Fed. Rep.)	Sept. 7, 1951	Oct. 8, 1953	4 UST 2134
Greece	Aug. 3, 1951	Oct. 13, 1954	5 UST 1829
Ireland	Jan. 21, 1951	Oct. 13, 1954	5 UST 785
Israel	Aug. 23, 1951	Apr. 3, 1954	5 UST 550
Italy	Feb. 2, 1948	July 26, 1949	63 Stat. 2255
Japan	Apr. 2, 1953	Oct. 30, 1953	4 UST 2063
Korea	Nov. 28, 1956	Nov. 7, 1957	8 UST 2217
Liberia	Aug. 8, 1938	Nov. 21, 1939	54 Stat. 1739
Nicaragua	Jan. 21, 1956	May 24, 1958	TIAS 4024
Paraguay	Feb. 4, 1859	Mar. 7, 1860	12 Stat. 1091
Thailand	Nov. 13, 1937	Oct. 1, 1938	53 Stat. 1731

Cross References

Acquisition of land—
 Coast Guard functions, see section 92(f) of Title 14, Coast Guard.
 District of Columbia, see sections 10-619 to 10-614 of the District of Columbia Code, 1961 ed.
 Irrigation Project, see section 421 of Title 43, Public Lands.
 River and harbor improvements, see section 591 et seq. of Title 33, Navigation and Navigable Waters.
 War purposes, see section 2663 of Title 10, Armed Forces.
 Jurisdiction of United States district courts in condemnation proceedings, see section 1345 of Title 28, Judiciary and Judicial Procedure.
 Proceedings and title in advance of judgment, taking of, see sections 258a-258f of this title.
 Yosemite Valley Authority, procedure in condemnation proceedings, see section 531x of Title 16, Conservation.
 Proceedings in condemnation proceedings, see section 1403 of Title 28, Judiciary and Judicial Procedure.

ARTICLES IN ADDITION TO, AND AMENDMENT OF, THE
CONSTITUTION OF THE UNITED STATES OF AMERICA,
PROPOSED BY CONGRESS, AND RATIFIED BY THE LEGIS-
LATURES OF THE SEVERAL STATES PURSUANT TO THE
FIFTH ARTICLE OF THE ORIGINAL CONSTITUTION

ARTICLE [i]*

Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.

ARTICLE [ii]

A well regulated Militia, being necessary to the security of a free State, the right of the people to keep and bear Arms, shall not be infringed.

ARTICLE [iii]

No Soldier shall, in time of peace be quartered in any house, without the consent of the Owner, nor in time of war, but in a manner to be prescribed by law.

ARTICLE [iv]

The right of the people to be secure in their persons, houses, papers, and effects, against unreasonable searches and seizures, shall not be violated, and no Warrants shall issue, but upon probable cause, supported by Oath or affirmation, and particularly describing the place to be searched, and the persons or things to be seized.

ARTICLE [v]

No person shall be held to answer for a capital, or otherwise infamous crime, unless on a presentment or indictment of a Grand Jury, except in cases arising in the land or naval forces, or in the Militia, when in actual service in time of War or public danger; nor shall any person be subject for the same offence to be twice put in jeopardy of life or limb; nor shall be compelled in any criminal case to be a witness against himself, nor be deprived of life, liberty, or property, without due process of law; nor shall private property be taken for public use without just compensation.

ARTICLE [vi]

In all criminal prosecutions, the accused shall enjoy the right to a speedy and public trial, by an impartial jury of the State and district wherein the crime shall have been committed, which district shall

*Only the 13th, 14th, 15th, and 16th articles of amendment had numbers assigned to them at the time of ratification.

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

条約課長
法規課長
安全保障課長

沖縄県民の請求権等の法的救済に
関する要請について

46. 9. 20
北米第一課

琉球政府東京事務所 仲里係長 (法務担当) は岩評
を来訪し、琉球政府より本20日接収した下記文書
(本件に関する)

を提出越したので目録に供します。
記

1. アメリカ合衆国施政下における沖縄県民のいわ
ゆる請求権等の法的救済に関する要請

- (1) 軍用地問題等に関する提案 (資料1)
- (2) 返還協定に関連するいわゆる請求権等に関する

7112の説明 (資料2)

- (3) 請求権等のサンプル調査 (資料3)

(総務、経済、法務、大蔵、外務、文部、逓信、建設、労働、福祉、農林、衛生、防衛、警察、消防、気象、国土、環境、文化、スポーツ、青少年、男女、高齢者、障害者、外国人、国際協力)

GA-6

(注) 左記本件要請は閣僚省に送達されたい。 外務省

アメリカ合衆国施政下における沖縄県民の
いわゆる請求権等の法的救済に関する要請

琉球政府

アメリカ合衆国施政下における沖縄県民のいわゆる
請求権等の法的救済に関する要請

昭和二十七年四月二十八日、日本国との平和条約の発効に伴つて、沖縄県の領域及び住民はアメリカ合衆国の施政下に置かれることを余儀なくされ、爾来今日に至るまで二十六年間、沖縄県民の人権はもとより、財産権等の諸権利は、本土では到底想像も出ないほど軽視され、無視されてきました。

いま、ようやく本土復帰を目前に控え、県民は、その軽視され、無視されてきた人権及び財産権等の諸権利が、本土政府の國政によつて回復されることを心から願望し、且つ期待しております。

ここに、琉球政府は、次のような考え方に立つて、沖縄県民が合衆国軍隊等の行為等によつて蒙つた損失、損害等につき、本土における地位協定及びその実施に伴う関係諸法令等に基づき本土国民が享受している諸権利及び諸補償等と同様の法的救済措置を講ぜられるよう要請いたします。

一 千九百六十九年十一月の日本国総理大臣と合衆国大統領との間の共同声明（いわゆる日米共同声明）によつて、沖縄の復帰が千九百七十二年中に実現することが予定されておりますが、前記共同声明は、沖縄の復帰にあつて、日米安全保障条約及びこれに関連する諸取決めを変更なしに適用し、必要な米軍事基地の保持を図ることを合意していることから、沖縄県民は多大の不安と不満を抱くに至りました。

そこで、琉球政府は、このような県民の不安と不満を解消すべく努めてまいりましたが、これと並行して、一般住民と軍用地地主が過去二十六年間にわたつて合衆国軍隊等から蒙つた不当な損失及び損害等を救済し、さらに将来の権利擁護の立場から、千九百七十年十一月及び千九百七十一年三月、「軍用地問題等に関する提案」（添付資料（一））を準備委員会に提出し、日米両国政府にその解決方を訴えてまいりました。

しかし、前記提案は、問題解決の進展をみぬまま千九百七十一年六月十七日、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（いわゆる沖縄返還協定）の調印をみるに至つたのであります。

調印された前記協定、合意された議事録及び交換公文では、さきに琉球政府から提案された諸項目中、土地の復元補償等六件（添付資料(一)一頁から八頁まで）が採り上げられたにとどまり、軍用地の接収に伴う通損補償等九件（前記資料九頁から三十四頁まで）については、遂に請求権が放棄され、或いは不問にふされたままとなつております。

そこで琉球政府は、本土政府に対し、前記九件の請求権等の救済実現方を再三にわたつて要請いたしました結果、本年九月三日、沖繩復帰対策要綱（第三次分）の中で「返還協定に基づき米国民政府が処理すべきこととなるもの以外のいわゆる講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする。」との閣議決定をみるに至りました。

二 琉球政府から本土政府に対し提案され、要請された軍用地の接収に伴う通損補償等のいわゆる請求権等の内容につきましては、添付資料(二)で夫々説明されているとおりであります。いま、これらのいわゆる請求権等について一言いたしますと、軍用地の接収に伴う通損補償、合衆国軍隊による林野等の使用制限に伴う損失補償（入会制限に伴う損失補償）、海没地補償、復帰前に解放された土地の復元補償がなされるまでの間の当該土地の使用不能による損失補償及び解放地の境界設定費補償等の諸請求に関しては、軍用地に關する権利等について定められた高等弁務官布令第二十号等の現地法令にはなんらの規定もなく、県民のこれらの諸請求権は具体性に欠け、全く宙に浮いた形になつており、前記布令第二十号においては、僅かに土地の復元補償及び地上物件補償の二項目が規定されているにすぎません。

しかも、前記布令第二十号に規定のある土地の復元補償ですら、土地の解放後早急に補償が行なわれない場合が多く、今日までに解放された四百七十七万坪余に及ぶ土地のうちには、約十年近くも復元補償が行なわれず放置されたままになつているものもあるという実情でありまして、前記のように「復元補償がなされるまでの間の土地の使用不能による損失補償要求」が問題とされている所以であります。

また、財産及び人身損害の賠償及び土地裁判所訴訟事案のうち、外国補償請求法に

よる賠償額に不服のもの、同法で請求を棄却されたもの及び土地裁判所で請求を棄却されたもの等にあつては、これらが異民族の審査機関で、一方的に、主として書面のみによつて審査されたこと等はさておくといはしても、司法的救済の途が全くないか、仮にあるとしても事実上権利行使ができないという状況にあり、それらの殆んどが泣き寝入りになつてゐるのが、その実情であります。

更に、高等弁務官布令第六十号（いわゆる講和前補償）の補償もれとなつてゐる土地の復元補償及び財産、人身損害賠償等の諸請求については、これらの申請受付が締切られた千九百六十一年六月当時及びそれ以前の沖縄の社会的諸情勢、受付期間の制約、伝達方法や連絡機関の不備及び沖縄以外の土地における申請者の居住等のほか、証人等の居所不明等により指定期日まで証憑資料を収集することが出来なかつたという同情すべき理由に起因して前記補償の恩恵に浴し得なかつたものが多く、これらの補償請求者が、安易に自己の権利の上に眠つていたわけでは決してないのであります。このように、本土政府に対し、再三にわたつて琉球政府から要請されたいわゆる請求権等は、損失や損害は現実に生じていても、布告布令等の現地法令に規定がないとか

規定があつても放置され、無視されてゐるとか、司法的救済の途が途絶してゐるとか、或いは同情すべき理由に起因するとかいふものばかりで占められており、本土における同種の事案の解決とは、雲泥の相異があるのであります。

琉球政府は、これらのいわゆる請求権のうち復元補償や講和前人身傷害補償等については、関係当事者と共に、施政権者である米合衆国関係機関に再三にわたつて本土国民と同様の救済措置を要求し続けてまいりましたが、これらの要求は、平和条約第十九条の請求権放棄を盾にすべて拒否されてきたのであります。

三 さて、本土においては、沖縄県民のいわゆる請求権等と同種のもものが、どのように措置されてゐるのであります。これを一言で申しますならば、本土においては、日本国憲法を頂点として、地位協定及びその実施のための関連諸法令等が周到に整備され、万全な補償等の救済措置が講じられてゐるといふことであります。

すなわち、施設及び区域の取得とその返還等に伴つて生ずる諸損失（添付資料(二)の二の(一)、(二)、(四)、(五)、(七)、(八)と同種の損失を含む）に対しては、駐留軍ノ用ニ供スル土

地等ノ損失補償等要綱（昭和二十七年七月四日閣議了解）、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約に基づき、日本國にあるアメリカ合衆國軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）及びその他の関連法令等によつて補償が行なわれ、平和条約発効後における合衆國軍隊等の行為による人身及び財産の被害（添付資料(二)の(三)の(四)と同種のものを含む）に対しては、地位協定第十八条、地位協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第二百一十一号）、日本國に駐留するアメリカ合衆國軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）及び合衆國軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令等の関連諸法令によつて、補償等が行なわれております。

そして、請求者は、これらの諸法令等に基づく補償等の額に不服がある場合には、不服申立ができ、最終的には、司法機関への救済の途が開かれております。このように、本土における日本國民は、日本國憲法を頂点とする整備された関係諸法令等の下でその人権及び財産権の保障が十分になされているのであります。ここに要請いたしました沖繩県民のいわゆる請求権は、まさに、前記諸法令等によつて本土の國民に付与された諸請求、諸補償等と全く同一のものであります。

四 以上、合衆國軍隊等の行為等によつて蒙つた沖繩県民の損失、損害等について申述べてまいりましたが、このように沖繩県民の人権及び財産権等の諸権利が軽視され、無視されてまいりましたのは、日本國との平和条約第三条により、沖繩がアメリカ合衆國の施政下に置かれたことによるものであり、もし、沖繩がアメリカ合衆國の施政下になかつたならば、沖繩県民の蒙つた損失、損害等について、本土國民と同様の十分な補償等がなされていたであろうことは、あらためて申し述べるまでもなく、明白なことであります。

おもいますのに、沖繩県民がアメリカ合衆國の施政下に置かれましたのは、戦後日本が、失われたその主権と独立を回復するといふ、最も高度の且つ重大な国策に由来するものであることは、極めて明白にして歴然たる事実でありまして、そのために沖繩県民の人権及び財産等の諸権利が、本土國民に較べ不当に侵害されたいたしました

ら、その補償等を日本政府が行なうのは、日本国憲法の諸法理に照らし、国の当然の責務であると信じます。

琉球政府は、このような考え方に立つて、これまで軽視され、無視されてまいりました沖縄県民の損失及び損害等に対する補償救済方について強く訴えてまいりましたところ、これに対し、前述のとおり、日本政府は、沖縄復帰対策要綱（第三次分）の中で、「実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする」とされ、沖縄県民のいわゆる請求権等の問題処理に取り組む姿勢を示されましたが、これらの請求権等が、単なる行政措置によつて処理されるのではないかということが、なお懸念されることとなっております。

沖縄県民が多年心の底から強く訴え続けてまいりました祖国復帰は、基本的人権及び財産権等の諸権利を尊重し、保障する日本国憲法を頂点とする本土法制の下に復帰し、均しく日本国民として、失われた諸権利を回復することにあつたのでありますから、今や、来たる十月のいわゆる沖縄国会を前にして、琉球政府は、県民の多年の要求及

び願望が実現されるか否かの最後の機会を迎える次第であります。

来たる十月の前記国会においては、沖縄の復帰に伴う最も基本的な重要法案が審議されるでありましようが、本土政府はじめ関係ご当局におかれましては、前述いたしました琉球政府の考え方の主旨及び沖縄県民の置かれている実情等について十分御検討のうえ、ご賢察、ご高配を賜わり、沖縄県民が過去二十六年間にわたつて実現し得なかつた不当な損失及び損害等に対し、本土国民と同様に、これを権利として保障されるよう立法措置を講ぜられ、関係当事者の請求をまつて、正当な権利救済、権利補償がなされるよう、強く要請いたします。

昭和四十六年九月二十日

琉球政府行政主席 屋良朝苗



外務大臣

福田赳夫閣下

資料 (一)

軍用地問題等に関する提案

琉球政府

もくじ

提案理由

1	軍用地の地位協定適用について	1
2	軍用地の解放（基地の整理縮小）について	2
3	復元補償について	4
4	軍用地の取得に伴う通損補償について	5
5	財産及び人身損害の賠償について	5
6	土地裁判所訴訟専断の処理について	6
7	入会制限に伴う損失補償について	7
8	復帰後の軍用地料について	8
9	一時使用許可地について	9
10	未払軍用地料の措置について	9
11	非細分土地について	10
12	軍用地内の滅失地の取扱いについて	10
13	軍用地地主に対する融資措置について	11

(提案理由)

- 1 一九六九年十一月の日米共同声明は、沖縄の復帰にあつて、日米安全保障条約及びこれに関連する諸取決めを変更なしに適用し、必要な米軍基地の保持を図ることを合意しているが、これについて沖縄県民は多大の不安と不満を抱いているものである。その中で基地のために所有地の接収を余儀なくされている軍用地地主は、復帰に際し軍用地が如何なる形で処理されるかについて最大の関心を寄せており、これら地主の団体である沖縄市町村軍用地地主会連合会は、先般軍用地に関する地主の態度を各関係機関に表明し、その解決を強く要求しているところである。
- 2 琉球政府は、沖縄の軍用地地主が過去二十五年余にわたつて蒙つた不当な損失を回復し、さらに地主の将来の利益擁護の立場から軍用地地主会連合会の要請に基づき、別紙のとおり、軍用地に関する問題等を提案して、その解決を要求するものである。

1 軍用地の地位協定適用について

(1) 沖縄の施政権返還に伴い、米軍の土地使用の根拠法令となつてゐる布令第二十号は失効し、沖縄における米軍の土地使用の法的根拠がなくなる。

従つて、沖縄の軍用地が復帰時点で地位協定の適用による施設及び区域として引続き使用されるとするならば、新たな手続を必要とする。

(2) 本土の場合は、政府と地主との間で、原則として民法上の賃貸借契約（期限は一年で毎年更新）を締結して賃借権を取得し、これを米軍に提供してゐる実情である。

したがつて、沖縄の軍用地についても本土と同様な民法上の賃貸借契約を地主との間で新たに締結すべきである（ただし、借料その他の損失補償については、沖縄の特殊事情を考慮すべきである）。それ以外の方法、たとえば地主と新たに契約することなく、特別措置によつて包括的に軍用地に対する権利を取得する等の方法は、本土の取扱ひとも相違し、かつ、地主の充分な権利主張の機会をも奪うことになるので、反対である。

(3) 従つて、日本政府は、沖縄の軍用地については、本土と同様地主と新たな賃貸借契約を締結するよう強く要求する。

しかし、この新規契約の締結に当つては、次の諸問題を解決しない限り、相当困難が予想されるので、日本政府は、これらの問題解決について、早急に適切な措置を講ずる必要がある。

借料の算定について

復元補償について

各種損失補償について

一時使用許可地（黙認耕作地）について

2 軍用地の解放（基地の整理縮小）について

(1) 沖縄における軍用地面積は、沖縄陸地総面積の八・七パーセントを占め、その殆んどが沖縄本島に集中し、その一四パーセントが軍用地となつてゐる。各地区別に軍用地の占める割合を見ると、沖縄本島の北部地区一・八パーセント、中部地区三・一四パーセント、南部地区四パーセント、宮古島〇・一パーセント、石垣島〇・一四パーセントとなつてゐる。さらにこれを市町村別に見ると、四六か市町村に分布し、軍用地の最も多い市町村としては、嘉手納村の七八パーセント、読谷村の六二パーセント、北谷村七〇パーセント、コザ市の六七パーセント、金武村の六三パーセント、宜野座村の五八パーセントなどがある。

次に耕地面積について比較すると、軍用地内の耕地面積は、沖縄全耕地面積の一・二七パーセントを占め、これを各地区別に見ると、沖縄本島の北部地区一〇・六七パーセント、中部地区四三・五六パーセント、南部地区一・五六パーセント、宮古島〇・〇一パーセント、石垣島〇・〇四パーセントとなつてゐる。この割合が最も高い市町村としては、嘉手納村の九五パーセント、読谷村の七四パーセント、北谷村の九二パーセント、コザ市の七七パーセント、金武村の四二パーセントなどがある。

(注) 以上の数字は、国県有地を除いて比較したものであつて、国県有地を含めると上記の割合はもつと高くなる。

(2) 土地狭隘な沖縄において、上記のように軍用地の占める割合が本土の場合と比較にならないほど高く、特に那覇市及び沖縄本島の中部地区では、軍用地と民間地区が複雑に入り組んでいて、都市計画、経済開発、宅地造成などうえて大きな障害となつてゐる。豊かな沖縄県作りを推進するためには、これらの障害となつてゐる軍用地を最大限にかつ、早急に解放する必要があるもので、この問題を早期に解決してもらいたい。

3 復元補償について

(1) 一九五〇年七月一日前に米軍によつて形質変更された軍用地で

イ 一九六一年六月三〇日までに返還されたものについては布令第六〇号により、復元補償が米軍によりなされた。

ロ 一九六一年七月一日以後に返還されたもの及び将来返還されるものについては、米合衆国は平和条約第十九条をたてに復元補償を拒否してゐる。軍用地の大半がこれに該当するので、地主にとつて大きな問題となつてゐる。

(2) 一九五〇年七月一日以後に米軍によつて形質変更された軍用地で

イ 復帰までに返還されるものについては、布令第二〇号に基づき、米合衆国により復元補償がなされるので問題はない。

ロ 復帰後に日本政府により返還されるものについては、日米両政府のいずれに補償責任があるか問題である。

(3) 上記(1)のロ及び(2)のロの復元補償については、返還協定の中で、日米両政府のいずれが補償責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄される場合は、日本政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

4 軍用地の取得に伴う通損補償について

- (1) これまで米合衆国が沖縄において、軍用地を取得する場合、地料支払いと地上物件の買上補償のみを行ない、土地取得に伴って通常生ずるその他の損失補償、たとえば、離作補償、残地補償、隣接財産の補償、漁業補償等はない。
- (2) 本土においては、これらの補償がなされているので、沖縄の軍用地についても、当然これらの補償がなされるべきである。

- (3) 従つて、復帰前に生じたこれらの損失に対しては、返還協定の中で日米両政府のいずれが責任を負うかについて明確にしたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄される場合は、日本政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

5 財産及び人身損害の賠償について

- (1) 米合衆国の軍隊、軍人、軍属等の不法行為による財産及び人身損害に対する賠償については

イ 講和前のもので、一九六一年六月三日までに請求したものについては、布令第六〇号によつて措置され解決を見た。しかし、同期日までに請求しなかつたもの（三一七件 五七三、九五四・一八ドル 一九六九年一〇月末日現在、講和前人身傷害未補償者連盟調べ）は、未解決のままになっている。

ロ 講和後のものについては、外国補償請求法により処理されている。しかし、これについても、復帰の際、未解決のまま残るものが予想される。

- (2) 従つて、これらの未解決のものについては、返還協定の中で日米両政府のいずれが責任を負うかについて明確にしたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄された場合は、日本政府が全面的に賠償するよう措置を講ずるべきである。

6 土地裁判所訴願事案の処理について

- (1) 軍用地の適正地料の要求については、琉球列島米国土地裁判所に訴願できることになつており、一九七〇年五月末現在訴願中の事案が九、六一八件（一七、八七八筆）である。

(2) さらに海上演習等に伴う漁船の操業制限等によつて生じた漁業損失のうち、講和前のものについては、布令第六〇号により補償されたが、講和後のものについては、補償がなされず、目下琉球列島米国土地裁判所に訴願中であり、一九七〇年五月末現在訴願中のものが一七件ある。

(3) 上記事案のほか、これまで土地裁判所に訴願したもので適正な解決を見なかつたものが非常に多い（一九七〇年五月末現在三、三四八件、うち勝訴五一件で他は請求棄却）

(4) 上記事案のうち復帰のときまでに棄却され、または未処理となつている事案は、復帰後日本政府において適正な救済措置を講じてもらいたい。

7 入会制限に伴う損失補償について

(1) 従来、入会慣行のあつた山野が米軍の演習場として接收され、当該山野への立入が制限又は禁止されたため、山菜飼料、薪炭等の採取が困難になつて損失を受けているが、これに対し、米合衆国は、なんらの補償も行なつていない。

(2) この種の損失について本土の場合は、適正に補償されているので、沖縄のこの種の損失についても当然に補償されるべきである。従つて、この種の損失については、返

還協定の中で日米両政府のいずれが補償責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定においてこれらの請求権が放棄される場合は、日本政府が全面的に補償するよう措置を講ずるべきである。

8 復帰後の軍用地料について

沖縄の軍用地料は、接收当時の地目等級で押えられているため、土地の客観的利用価値を反映しない低額なものとなつて地主の不満を買い、これが常に軍用地問題の紛糾の要因となつてきた。

この問題の解決いかんが約四万人の軍用地地主の死活問題といつても過言ではないので、復帰に際し、日本政府が沖縄の軍用地について契約を締結するに当つては、地主の同意し得るような地料の評価をしてもらいたい。

9 一時使用許可地について

(1) 軍用地のうち、米軍から一時使用許可を与えられている土地が約一、六〇〇万坪あり、そのうち実際に農耕している土地（黙認耕作地）は約六〇〇万坪あると思われる。これらの土地は、布令第二〇号によつて一時使用権が付与された土地で、地料は全額支払いされている。

(2) 本土では、施設及び区域内で所有者等が土地を使用している場合、当該土地の地料に当該土地の使用の阻害の程度に応じ、一〇〇分の一〇をくだらない割合を乗じて得た額が支払われている。復帰に伴い、沖縄の一時使用許可地が本土なみに措置されると、その地料が激減することになるので、地主にとつて大きな問題である。

(3) 従つて、日本政府は、復帰に伴い沖縄の一時使用許可地の耕作者に不利益を与えないよう、次の措置を講じてもらいたい。

イ 布令第二〇号に基づき付与された一時使用権の保護措置

ロ 地料の全額支払措置

10 未払軍用地料の措置について

(1) 米合衆国が直接収用した軍用地の地料は、琉球政府が委託を受けて地主に支払つてゐるが、その中には地主の居所不明のため連絡が困難なもの、地主が外地にいて現地に代理人をおいていないもの、相続登記未済のため受領権者の確認ができないもの等の理由で復帰までに支払えないものが相当額あるものと予想される。

(2) 当該地料は、一〇年間は琉球政府が保管して支払つてゐるが、一〇年を経過したものは米合衆国に返還しており、地主は返還後においても布令第二〇号に基づき、米

合衆国へ請求できることになつてゐる。

(3) 復帰に伴い、布令第二〇号は消滅する。従つて、該布令により支払いが保障されてゐる地料（復帰までに琉球政府が保管してゐるもの及び米合衆国に返還したもの）については、該布令の消滅にかかわらず、関係地主への支払いが継続保障されるよう措置を講じてもらいたい。

11 非細分土地について

(1) 非細分土地とは、軍用地内に在つて軍用地の実測面積から台帳記載の面積を差し引いた残面積の土地である。

(2) このような土地は、布令第一四六号により、市町村非細分地として市町村管理とし、その軍用地料は市町村に払われている。

(3) 本土には、このような制度はないが、沖縄の軍用地については、地籍調査がなされてない等の実情を考慮のうえ、復帰後もこの制度を認め、それに対する軍用地料は当該市町村に支払うよう措置を講じてもらいたい。

12 軍用地内の滅失地の取扱いについて

沖縄における軍用地には、たとえば那覇軍港湾のように米軍によつて土地がつぶされ、

公有水面になつてゐるところがあるが、このような土地は、地図及び台帳に基づき米軍と地主との間で賃貸借契約が締結され、地料が支払われている。

復歸に伴い、この滅失地がどのように措置されるかが問題であるが、仮に地位協定に基づく施設及び区域として編入された場合は、日本政府において適正価格で補償してもらいたい。

13 軍用地地主に対する融資措置について

- (1) 沖縄における約四万人の軍用地地主は、その殆んどが零細地主で、その所有地の大半が軍用地に接収されたため従来農業をはなれて軍作業その他に転職し、自からは高い借地又は借家を余儀なくされている。
- (2) これら地主は、その子弟の育英、生活設計等に必要な資金の融資を切望しているが、唯一の財産である土地が軍用地になつてゐるため、その土地を担保にして融資を受けることが困難な状態である。
- (3) 日本政府は、このような地主の事情を充分配慮して、軍用地又は毎年の軍用地料を担保とした長期低利の融資が受けられるよう措置を講じてもらいたい。

資料(一)

返還協定に関連するいわゆる請求権等についての説明

琉球政府

1	アメリカ合衆国が処理すべきもの	
(1)	土地の復元補償	1
ア	一九五〇年七月一日前に形質変更され、一九六一年七月一日以後、復帰の前日までに解放された土地の復元補償	1
イ	一九五〇年七月一日以後形質変更され、復帰の前日までに解放された土地の復元補償で未処理のもの	2
(2)	財産及び人身損害の賠償	3
(3)	土地裁判所の管轄に属する請求権	3
(4)	那覇軍港内の海没地の補償	5
(5)	未払軍用地料等	6
(6)	軍用地業務に関する手数料	7
2	日本政府に補償措置等を要請するもの	
(1)	土地の復元補償	9
ア	布令第六十号の補償もれ	9
イ	復帰後解放される土地の復元補償	10
(2)	軍用地の接収に伴う通損補償	11
ア	残地補償	11
イ	隣接財産の補償	12
ウ	離作補償	12
エ	水利権補償	13
(3)	財産及び人身損害の賠償等	13
ア	布令第六十号の補償もれ	13
イ	外国補償請求法による賠償額に不服のもの及び同法で棄却されたもの	15
(4)	土地裁判所訴願事案等	15
ア	講和後の漁業補償	16
イ	地料増額請求	17
ウ	棄却されたもの	17

(5)	米軍による林野の使用制限に伴う損失補償（入会制限に伴う損失補償）	19
(6)	海没地の補償	21
(7)	復帰前日までに解放された土地で復元補償がなされるまでの間の当該土地の使用不能による損失補償	21
ア	返還協定第四条第三項によりアメリカ合衆国の自発的支払がなされる土地	21
イ	布令第六十号で復元補償された土地及び同布令による復元補償もれ の土地	22
(8)	解放地の境界設定費	23
(9)	返還協定第四条第二項及び第三項によるアメリカ合衆国の措置に不服 のもの	24
附表	返還協定に関連するいわゆる請求権等一覧	26

返還協定に関連するいわゆる請求権等についての説明

アメリカ合衆国の沖縄統治期間中における軍用地の接収や解放等に伴って生じた損失およびアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為等によつて生じた財産や人身の損害で、復帰までに解決されないものについては、返還協定によつてその措置が定められている。すなわち、同協定第四条第二項及び第三項によつてアメリカ合衆国が復帰後も引き続き措置することになつているものと、そうでないものがある。そうでないものについては、日本政府が国内的に適切な補償措置を講ずべきであると考えられる。

以下、軍用地関係等の損失補償等について、アメリカ合衆国が措置するものと日本政府に補償措置を要請するものとに分類し、簡単な説明を試みた。

1. アメリカ合衆国が処理すべきもの

(1) 土地の復元補償

ア 一九五〇年七月一日前に形質変更され、一九六一年七月一日以後復帰の前日まで解放された土地の復元補償

返還協定第四条第三項により、一九五〇年七月一日前に米軍によつて形質変更された土地で、一九六一年七月一日から復帰の前日まで解放されたものの復元補償

については、一九六七年布令第六十号ですでに補償されたものとの均衡を失しないように、アメリカ合衆国が自発的支払を行なうことになつている。

当該復元補償については、従来アメリカ合衆国は、対日平和条約第十九条a項によつて放棄された請求権であるとして補償義務を否定してきた。返還協定第四条第三項で、わざわざ「自発的支払」とうたつていられるのも、法的義務としての支払いではなく、見舞金的又は恩恵的支払であることを明らかにしたものである。

同様の理由で、布令第六十号による復元補償も恩恵的なものとしてなされた。

イ 一九五〇年七月一日以後形質変更され、復帰の前日まで解放された土地の復元補償で未解決のもの

一九五〇年七月一日以後において米軍により形質変更され、復帰前に解決された土地については、一九五九年布令第二十号に基づいて復元補償がなされているが、通常の場合、解放されてから復元補償が解決されるまでには、相当の日時を要する。従つて、復帰の間に解放された場合には、復元補償が未解決のまま復帰の日を迎えることになる。ところで、当該復元補償は、布令第二十号^第によつて特に認められているものであるから、返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認めら

れる日本国民の請求権、合意議事録の「第四条に關し」の1の(1)の請求権に夫々該当するので、アメリカ合衆国が復帰後も引続き措置することになる。

(2) 財産および人身損害の賠償

いわゆる対日平和条約発効後におけるアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為等による財産および人身損害の賠償請求は、外国補償請求法（連邦法典第十篇）に基づいてアメリカ合衆国が処理しているが、通常の場合、事故発生から賠償解決までには相当の日時を要する。従つて、復帰の間際に事故が発生した場合には、賠償問題が未解決のまま復帰の日を迎えることになる。ところで、当該賠償は前記の法令が沖繩に適用されたことによつて特に認められたものであるから、返還協定第四条第二項に規定する合衆国法令により特に認められる日本国民の請求権、合意議事録の「第四条に關し」の1の(3)の請求権に夫々該当するので、これについては、アメリカ合衆国が復帰後も引続き措置することになる。

(3) 土地裁判所の管轄に属する請求権

現在、土地裁判所には、(A) 布令第二十号に基づく収用宣告書の提出によつて収用

された土地の地料増額請求事案 (B) 布令第二十号に基づく基本賃貸借契約および総括賃貸借契約によつて取得された土地の地料増額請求事案 (C) 米軍の海上演習等のための海域制限による漁船の操業制限に伴う漁業補償請求事案等が係属している。

土地裁判所の管轄については、一九五九年一月二十一日民政府一般命令第四号「琉球列島米國土地裁判所」第二項および一九五九年二月十日命令「琉球列島米國土地裁判所訴訟手続規則」第一条に定められている。前記の(A)が土地裁判所の管轄に属することは明らかであるが、(B)と(C)はその管轄に属するものではないと解される。

前記の(A)が返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認められる日本国民の請求権、合意議事録の「第四条に關し」の1の(2)の請求権に夫々該当し、アメリカ合衆国が措置するものであることについては異論はないが、(B)と(C)がそれに該当するかどうかについては、次の二つの解釈がある。すなわち、(B)と(C)は、前記の法令によつて定められている土地裁判所の管轄に属するものではないから、合意議事録の「第四条に關し」の1の(2)の請求権には該当しないという解釈と、前記の法令によつて定められている土地裁判所の管轄に属するか否かを問わず、(B)と(C)が現に土地裁判所に係属している以上、合意議事録の「第四条に關し」の1の(2)の請求権に該当する

との解釈とがある。

土地裁判所は、アメリカ合衆国による軍事基地の円滑な運営を期する目的で、取用に係る土地の適正補償等について裁定をする行政裁判所であり、軍事優先政策の中で地主等の請求は悉く棄却されてきた。後者の解釈に立つて、(B)と(C)がアメリカ合衆国により復帰後も引続き措置されることになれば、従来と同様に訴訟事案等^付棄却されることは明らかである。なぜならば、すでに棄却されたものと同意旨の請求ばかりだからである。本土の制度下にあつたならば、当然に認められたであろうこれらの請求も土地裁判所によつて棄却される運命にあるので、関係地主等の利益擁護の立場からいつても、(B)と(C)については、前者の解釈に立ち、土地裁判所に管轄権なしとして日本政府に補償措置を要請するのが相当である。

④ 那覇軍港内の海没地の補償

米軍による那覇軍港拡張のため潰ぶされて海面下に没している土地が1万余坪ある。当該海没地については、アメリカ合衆国政府が日本政府と協議したうえ、アメリカ合衆国が沖縄において埋立てた土地を、必要な限度において処分することにより解決することになつている。(海没地の問題の解決に関する公換公文参照)

埋立地を代替地として与えるのか、その場合どここの埋立地を与えるのか、又は埋立地を売却し、その売却金で補償するの^か等についてはなんら明らかでない。
この点については、今後、日米両政府の協議によつて明らかになると思われるが、当該協議には、関係地主の意見が十分に反映されるべきである。

⑤ 未払軍用地料等

アメリカ合衆国が地主等に対し直接支払債務を負っている軍用地料等(アメリカ合衆国の取用等に係るもの)については、関係布令等に基づき、アメリカ合衆国から琉球政府に預託され、琉球政府は預託を受けてから十カ年間それを保管して地主等への支払いに当つている。そして、十カ年間の支払えないものは、アメリカ合衆国から要求があり次第返還するが、地主等は、返還したものについて直接アメリカ合衆国に請求できることになつている。

アメリカ合衆国が地主等に対し直接支払債務を負っている軍用地料等には、(A) 一九五三年布令第一〇九号に基づいて取用した土地、一九五三年布告第二十六号に基づく確認証によつて強制取得した土地(黙契による土地)、一九五七年布令第一六四号に基づいて取用した土地および一九五九年布令第十八号に基づいて布令第一六四号に

より収用した限定付土地保有権を五年定期賃借権に切り換えた土地に係る地料、地上物件補償費および復元補償費 (B) 一九五九年布令第二十号に基づいて収用した土地に係る地料、地上物件補償費および復元補償費がある。

当該軍用地料等で、復帰までに支払えないものはアメリカ合衆国に返還することになるが、返還したもの（十カ年経過してすでに返還したものも含む。）に対する請求権は、関係布令等によつて特に認められたものであるので、返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認められる日本国民の請求権に該当する。法令別にみれば、前記の(A)の軍用地料等で復帰までに支払えず返還するものに対する請求権は、合意議事録の「第四条に關し」の1の(6)に該当し、前記の(B)のそれは、合意議事録の「第四条に關し」の1の(1)に夫々該当するので、これについては、アメリカ合衆国が復帰後も引続き支払措置を講ずることになる。

(注) アメリカ合衆国は、復帰後五年間の暫定期間を設け、在沖米陸軍工兵隊において、地主等への支払いを行なう考えようである。

(6) 軍用地業務に關する手数料

一九五九年布令第二十号に基づく軍用地関係業務を処理するため、一九五九年一月

二十七日に琉球政府とアメリカ合衆国との間で琉球列島内の不動産に係る業務についての合意（以下「業務契約」と称する。）が締結された。そして、当該業務契約の第一条に琉球政府が処理すべき業務が列挙され、第四条では琉球政府が処理する業務に対してアメリカ合衆国から手数料（同条では補償金となつてゐる。）が支払われることになつてゐる。

琉球政府の立場からすれば、当該業務契約によつてアメリカ合衆国に対する手数料請求権が認められてゐることになる。そして、当該請求権は、返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認められる日本国民の請求権、合意議事録の「第四条に關し」の1の(6)の請求権に夫々含まれると解されるので、当該業務契約に基づく業務で、復帰までに処理して手数料が未払いのものおよび復帰後処理するものについては、アメリカ合衆国は手数料を支払う義務があると解される。

(注1) 当該業務契約に基づく業務には、契約および収用の双方に係る業務が含まれてゐる。

(注2) 復帰後処理するものには、契約に係る軍用地の未払地料等の支払いがある。

2 日本政府に補償措置を要請するもの

これからとりあげるものについては、それらが復帰の前日までに適用される合衆国法令又は現地法令に基づいて発生した具体的な権利として請求できるものであるかどうかの法律論は別にして、要するに、アメリカ合衆国の沖縄統治期間中における軍用地の接収および解放等に伴つて生じた損失並びにアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為等によつて生じた財産および人身の損害のうち、復帰の前日までに解決されないもので、返還協定第四条第二項および第三項によつてアメリカ合衆国が復帰後も引継ぎ措置することになつてゐるもの以外は、日本本土の関係国民との格差是正、換言すれば、施政権が分離されず日本本土の諸制度下にあつたならば当然補償されたであろうという立場から国内的に適切な補償措置を講ずべきであると考えられるものである。

(1) 土地の復元補償

ア 布令第六十号の補償もれ

一九五〇年七月一日前に米軍によつて形質変更された軍用地のうち、一九六一年六月三十日までに解放されたもので復元補償の申請があつたものに対しては、一九六七年布令第六十号に基づき、恩恵的支払としてアメリカ合衆国より復元補償がな

されたが、関係者の中には、当時外地にいたとか、あるいは市町村当局や関係団体等からの連絡が十分でなく、事情を閑知しなかつた等の理由で申請をしなかつたため、補償されなのままになつてゐるものがある。これらについては、布令第六十号ですでに補償されたものとの公平を期するうえからも早急に補償がなされるべきである。

イ 復帰後解放される土地の復元補償

復帰の際、地位協定に基づく施設および区域として提供される軍用地で、復帰後解放されるものの復元補償については、返還協定第三条第二項で、地位協定第四条第一項の規定を讀み替え適用することによつて、アメリカ合衆国の義務が免除されている。すなわち、アメリカ合衆国は、「アメリカ合衆国軍隊によつて当初に使用されることとなつた時の状態」に復元し、又は復元に代えて補償する義務を負わないことが定められている。これは、復帰後、アメリカ合衆国から日本政府に軍用地の返還がなされる場合のアメリカ合衆国の日本政府に対する復元補償義務を免除したものである。それでは、日本政府が地主等に土地を返還する場合に、日本政府は「アメリカ合衆国軍隊によつて当初に使用されることとなつた時の状態」にまでさ

かのほつて復元補償義務を負うのかどうかについては、なんら明確にされていないので、この点は国内的措置を講じて明確にすべきであり、軍用地地主会連合会では、日本政府との土地賃貸借契約締結の際、契約書において明確にするよう要求している。

(2) 軍用地の接収に伴う通損補償

アメリカ合衆国は、軍事基地の用に供するため沖縄のほつ大な土地を接収してきたが、接収に伴う損失補償としては、地料支払いと地上物件補償のみを行ない、その他の通常生ずる損失の補償は、布令第二十号等に明文の規定もなく、補償がなされないままになつてゐる。これらに該当するものとして、たとえば、残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権補償等がある。これらは、アメリカ合衆国の土地接収に伴つて生じた損失であるので、当然に補償されるべきものであると考える。

ア 残地補償

一筆の土地の一部が軍用地に接収されたため、残地だけでは本来の用に供することが著しく困難となつて、当該残地の価格の低下、利用価値の減少消滅等により損失を生じている場合の補償である。

沖縄の軍用地は、多くの場合、その外周は直線状で接収されているため、外周周辺の土地の一部接収が多く、ずい所に残地が生じ、利用不能の状態で放置されたままとなつてゐる。

イ 隣接財産の補償

周辺の土地が軍用地に接収されたため、それに隣接する土地の利用が不便となりそれを緩和するため通路、溝、柵等の施設を作つたり、盛土又は切土をする必要がある場合のこれらの工事に要する費用が通常の隣接財産に対する補償である。

沖縄の場合は、基地の中に沖縄があるといわれるように、周辺が軍用地に取り囲まれ、袋地になつて利用価値が減少したり、基地内からの流水等によつて浸蝕されたりして、いろいろな態様の隣接財産の被害がある。

ウ 離作補償

農耕地の全部または大半が軍用地に接収され、農業経営が不能となつて転業を余儀なくされたために蒙つた損失の補償である。この種の損失としては、農具等の売却損、転業に通常必要とされる期間中の従前の所得相当額等がある。

エ 水利権補償

沖繩の場合、ほとんどの水源地が軍用地に接収されているため、農耕地への水利が閉ざされ、水田等はその本来の用に供することができないために畑等に切り換えで使用している状態である。この種の損失としては、切換工事に必要な費用、当該土地の収益減等がある。

(3) 財産および人身損害の賠償等

ア 布令第六十号の補償もれ

一九四五年八月十五日から一九五二年四月二十七日までの期間（いわゆる講和前期間）におけるアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為によつて生じた財産および人身の損害に対しては、一九六七年布令第六十号に基づき、アメリカ合衆国から二十一の補償項目（注一参照）について恩恵的支払いがなされた。ところで、関係者の中には、当時外地にいたとか、あるいは市町村当局や関係団体等からの連絡が十分でなく、事情を関知しなかつた等の理由で、申請しなかつたため、（一九五五年ごろからはじまり一九六一年六月三十日で打ち切られた。）今日まで補償されな

いままになつているものかなりある。これについては、布令第六十号ですでに補償されたものとの公平を期するうえから、国内的に補償措置が講じられるべきであると考へる。

(注一) 二十一の補償項目は、次のとおりである。

土地使用料	薪炭材	製糖工場破壊
復元補償	建物使用料	貯水タンク
水利権補償	建物破壊	滅失地
身体傷害及び死亡	井戸	沿岸漁業権補償
立毛	墓	隣接残地
果樹、桑樹、茶樹	溜池	建物移転
立木	竹石垣	不法行為による財産損害

(注二) 前記のうち、身体傷害および死亡の補償もれについては、講和前人身傷害未補償者連盟によつて調査が行なわれ、資料の収集がなされている。その他の項目についても補償もれが相当あるので、早急に調査して資料を収集する必要がある。

イ 外国補償請求法による賠償額に不服のものおよび同法で棄却されたもの
対日平和条約発効後におけるアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為等による財産および人身損害の賠償請求については、外国補償請求法（連邦法典第十篇）によりアメリカ合衆国が処理してきたが、その中には賠償額に不服のもの又は棄却されたものがある。

同法に基づく賠償請求については、米四軍の各賠償委員会で一方的に審査され、審査の内容も公表されないまま賠償額が決定され、又は棄却された。それに対して請求者は不服ではあるが、異議申立の審査機関もなく、事実上救済の途が閉ざされているため、結局は、米四軍賠償委員会の査定額をのまざるを得ないような破目におとされてきた。（なかには政治問題化したため、請求額どおり又はそれに近い額で賠償されたものもあるが、それはごくわずかである。）

このような状態で措置されてきたものであるので、査定額等に不服のものおよび棄却されたものについては、国内的に適切な救済措置（再審査、補償等の措置）が講じられるべきであると考える。

(4)

土地裁判所訴願事案等

ア 講和後の漁業補償

米軍の演習場としての使用等のための海域制限により、漁船の操業が制限を受け漁業経営上の損失を蒙っている。この損失のうち、講和前のものについては、布令第六十号により補償されたが、講和後のものについては補償されないままになっている。これらの漁業補償請求は、現在土地裁判所に係属しているが、これは、一九五九年一月二十一日民政府一般命令第四号「琉球列島米国土地裁判所」第二項および一九五九年二月十日命令「琉球列島米国土地裁判所訴訟手続規則」第一条に定める土地裁判所の管轄に属しないことは明らかであつて、返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認められる日本国民の請求権および合意議事録の「第四条に關し」の一の(2)の請求権には該当しないと解すべきである。従つて、これらについては、国内的に補償措置が講じられるべきである。

(注一) これについては、前記の一の(3)を参照

(注二) 漁業補償請求については、法令上の制度がないので、この問題は、当初琉米合同土地諮問委員会（弁務官の諮問機関）に持ち込まれた。同委員会では、この問題を取り扱うのは相当でなく、土地裁判所で取り扱うのが相

当であると判断したので、請求者は本来土地裁判所の管轄ではないことを知りつつも、これをとりあげて処理する機関がないので、わらをもつかむような思いで土地裁判所に訴願に及んだものである。これに対して被訴願人（在沖米陸軍工兵隊）からは、管轄権がないことを理由に却下の申立がなされたのであるが、これに対する明確な判断がなされないまま今日に至っている。

イ 地料増額請求

一九五九年布令第二十号に基づく基本賃貸借契約および総括賃貸借契約に係る土地の地料増額請求も土地裁判所に係属しているが、アと同じ理由により、国内的に補償措置が講じられるべきであると考ええる。

ウ 棄却されたもの

地料の増額請求および漁業補償請求で棄却されたものがある。軍用地料の場合には、アメリカ合衆国による土地の接收時を基準にして、その時の地目、等級によつて地料評価がなされているため、軍用地周辺の開発進行、市街地化等による地価の高騰に伴う民間地料との間に大きな較差が生じているので、接收時の地目、等級にかか

わらず、特殊地域（本土における準宅地に相当するもの）を拡大又は新設して地料の増額をはかるべきであるとの請求者の主張に対し、土地裁判所は悉くこれを棄却してきた。漁業補償の請求についても、本土における漁船の操業制限法（略称、昭和二十七年法律第二四三号）に基づく補償的な考えで、権利漁業、許可漁業、自由漁業を問わず、現に米軍の海域制限による漁船の操業制限等に伴つて生じた損失は補償すべきである。沖繩の沿岸水域の場合は、米軍の沖繩占領と同時にその管理下におかれ、漁業権の設定又は更新が許されなかつた等の事情があつて、今日でも漁業権が少ないのであり、その原因はアメリカ合衆国にあるので、そのような事情をも考慮して補償すべきであるとの請求者の主張に対し、土地裁判所は、権利漁業以外は補償の対象にならないとしてこれをしりぞけてきた。

このような土地裁判所の裁定に対しては、これに不服があつても、事実上、上訴や異議申立の途が閉ざされているため、請求者は全く手の打ちようがないというのが現状である。

また、土地裁判所は、民政府の一職員をもつて裁判官とする行政機関的な裁判所であり、審級制度もなく、事実上、上訴の途が閉ざされている。このような裁判所

は、日本国憲法の否定するところであり、関係県民としても、日本国民として、当該裁判所の措置に到底承服することはできない。

以上のような事情から、これまでに棄却されたものについては、国内的に適切な救済措置（再審、補償等）が講じられるべきである。

(5)

米軍による林野の使用制限に伴う損失補償（入会制限に伴う損失補償）

沖縄本島北部の林野が広域にわたって米軍の演習場として使用されているため、地元部落民は当該林野へ立ち入って竹、薪等の林野雑産物を採取することが制限を受け損失を蒙っている。

このような損失に対して、アメリカ合衆国からこれまでなんらの補償もなされていないので、これについては、国内的に適切な補償措置が講じられるべきである。

入会という用語は便宜上使用したまでのことで、地元部落民が当該林野への入会権を有するかどうかの法律論は暫らくおき、要するに、米軍の演習による林野への立入が制限を受けたことに伴う損失の補償ということである。

(注一) 米軍の演習は、一回に三、四日、長いとき一週間ぐらいで、年に数回行なわれているようである（地元部落での事情聴取による。）

(注二) これらの制限は、国有地だけでなく市有地、村有地等においても生じている。

(6) 海没地の補償

那覇軍港内の海没地については、「海没地の問題の解決に関する公換公文」により、アメリカ合衆国が沖縄において埋め立てた土地を処分して解決することになつてゐるが、軍用地内の海没地はそれだけに限らず、その他に浦添市、具志川市、北谷村、嘉手納村、読谷村、美里村、国頭村及び金武村等にも所在することが判明してゐるので、これらの海没地については国内的に適切な補償措置が講じられるべきであると考えらる。

(7) 復帰前日までに解放された土地で復元補償がなされるまでの間の当該土地の使用不能による損失補償

ア 返還協定第4条第3項によりアメリカ合衆国の自発的支払がなされる土地

一九五〇年七月一日前に米軍により形質変更された土地で、一九六一年七月一日から復帰の前日までに解放されたものの復元補償については、返還協定第4条第3項によりアメリカ合衆国が自発的支払を行なうことになつてゐる。ところで、今日までに既にぼう大な軍用地が解放されたものの、復元補償がなされないため、復元して土地を使用することができず、解放地の多くが使用不能の状態のまま放置されて

ゐる。従つて、このような解放地については、解放されてから復帰後アメリカ合衆国から自発的支払がなされるまでの間の使用不能による損失がある。また、地主等が自力で復元して現在使用している土地についても、解放されてから自力で復元して使用開始するまでの間の使用不能による損失があつたので、これらの損失については、国内的に適切な補償措置が講じられるべきである。

イ 布令第六十号で復元補償された土地及び同布令による復元補償もれの土地

一九五〇年七月一日前に米軍により形質変更され、一九六一年六月三十日までに解放された土地については、布令第六十号によつてアメリカ合衆国から復元補償がなされたものと、同布令による復元補償からもれてゐるため、日本政府に補償措置を要請しているものとがある。前者については、解放されてから布令第六十号により復元補償がなされたときまでの間、後者については、解放されてから将来日本政府により復元補償がなされるまでの間の使用不能による損失があるので、これについてもアとの公平を期するうえから補償がなされるべきである。

(注) アの場合をも含めてこの種の損失に対し、日本本土では、「管理費用」として三ヶ月分の地料相当額が補償されている。日本本土では、解放後復元補償費を受領し、復元工事が完了するまで三ヶ月はかかるという前提に立ち、その間は土地の使用収益ができないので、その間の地料相当額を補償することになつていると解される。

ところで、沖縄の場合は日本本土の場合と事情が全く異つてゐる。すなわち、解放されても短期間に復元補償がなされないので、復元工事もできず、現在まで使用収益不能の状態のまま放置されているものが多く、あくまでも前記の使用不能期間中の地料相当額による補償が行なわれなければ、関係当事者の救済としては不十分である。

(8) 解放地の境界設定費

布令第二十号により復元補償された土地の大部分及び布令第六十号により復元補償された土地のすべてについて境界設定費が補償されていない。また、返還協定第

四条第三項によりアメリカ合衆国が自発的支払を行なう土地についても、布令第六十号との均衡を失しないようにということで、境界設定費は含まれないことが予想される。

解放地の復元という場合には、当該土地を境界の明確であつた元の状態にもどすことであるから、復元に代えて金銭で補償する場合には、その中に当然境界設定費も含まるべきである。ところで、アメリカ合衆国からこれまで支払われた復元補償費の中には、布令第二十号により補償された土地のごく一部を除いては、境界設定費は含まれていないので、これについては、国内的に適切な補償措置が講じられるべきである。

(9) 返還協定第四条第二項及び第三項によるアメリカ合衆国の措置に不服のもの

返還協定第四条第二項及び第三項によつてアメリカ合衆国が措置することになつてゐる請求権（前記の一の(1)から(6)まで）については、すでに処理したものとの均衡を失しないようにということで、アメリカ合衆国がこれまでやつてきた方法（前記(3)のイ及び(4)のウを参照）で措置されると思われる。これまでの方法で措置され

た場合には、それに対して不服のものがかなりでてくると予想されるので、これについて、国内的に適切な救済措置が講じられるべきである。

附表

返還協定に関連するいわゆる請求権等一覧

土地の復元補償	1950年7月1日前に形質変更され、1961年6月30日までに解放された土地で布令第60号による復元補償もれ 日本政府に補償措置を要請するもの	9頁							
	1950年7月1日前に形質変更された土地で、1961年7月1日以後復帰の前日までに解放されるものの復元補償 アメリカ合衆国が措置するもの	1							
	1950年7月1日以後形質変更され、復帰の前日までに解放された土地で布令第20号による復元補償未解決のもの " "	2							
	復帰前に形質変更された土地で、施設区域として復帰後に引きつがれて解放されるものの復元補償 日本政府に補償措置を要請するもの	10							
財産及び人身損害の賠償等	外国補償請求法に基づく賠償請求で復帰の前日までに未解決のもの アメリカ合衆国が措置するもの	3							
	外国補償請求法に基づく賠償額に不服のもの及び同法で棄却されたもの 日本政府に補償措置を要請するもの	15							
	布令第60号による補償もれ " "	13							
軍用地の接收に伴う通損補償	<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">残地補償</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 5px;">.....</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 5px;">" "</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 5px;">11~13</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">隣接財産の補償</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">離作補償</td> </tr> </table>	残地補償	}	" "	11~13	隣接財産の補償	離作補償 " "	11~13
残地補償	}					" "	11~13		
隣接財産の補償										
離作補償										

	布令第20号の収用に係る地料増額請求事案	アメリカ合衆国が措置するもの	3頁
土地裁判所訴願事案等	布令第20号の契約に係る地料増額請求事案	日本政府に補償措置を要請するもの	17
	漁業補償請求事案	" "	16
	棄却されたもの	" "	17
海没地の補償	那覇軍港内の海没地	アメリカ合衆国が措置するもの	5
	その他の海没地	日本政府に補償措置を要請するもの	21
未払軍用地料等		アメリカ合衆国が措置するもの	6
軍用地業務に関する手数料		" "	7
米軍による林野の使用制限に伴う損失補償 (入会制限に伴う損失補償)		日本政府に補償措置を要請するもの	19
復帰前日までに解放された土地で復元補償がなされるまでの間の当該土地の 使用不能による損失補償		" "	21
解放地の境界設定費		" "	23
返還協定第4条第2項及び第3項によるアメリカ合衆国の措置に不服のもの		" "	24

資料(三)

請 求 権 等 の サ ン プ ル 調 査

昭 和 4 6 年 9 月

琉 球 政 府

	項
1. 復元補償	1 頁
2. 海没地	2~3 頁
3. 軍用地の取得に伴う遡損補償	
(1) 残地補償	4~5 頁
(2) 隣接財産の補償	6~7 頁
(3) 離作補償	8 頁
(4) かんがい用水利用不能による損失(水利権補償)	9~10 頁
4. 財産及び人身損害の賠償(布令第80号の補償もれ)	
(1) 人身損害賠償	11~12 頁
(2) 財産損害賠償	13 頁
5. 米軍による林野の使用に伴う損失(入会補償)	14 頁
6. 土地裁判所訴願事案で棄却されたもの	
(1) 地料の増額請求	15~22 頁
(2) 漁業の制限による損失補償	23~28 頁

	目
7. 財産及び人身損害の賠償請求で外国補償請求法による賠償額に不服のあるもの及び同法で棄却されたもの	
(1) 人身損害	
イ. 不服のもの	29 頁
ロ. 棄却されたもの	30~31 頁
(2) 財産損害	
イ. 不服のもの	32~33 頁
ロ. 棄却されたもの	34~36 頁
8. 復帰前に軍用地から解放された土地の復元補償がなされるまでの間、その使用不能による損失(解放地の管理費用)	37 頁

復元補償事例調書

現住所
氏名

字名	小字名	地番	地目	地積	資材費	労力費	運搬費	その他	解放年月日	復元を要する面積	補償要求額
具志川	下敷原		畑	63坪	円22680 \$63.00	円21600 \$60.00	円56520 \$157.00	円12600 \$35.00	1947年 11月10日	63坪	円113400 \$315.00

現住所
氏名

字名	小字名	地番	地目	地積	資材費	労力費	運搬費	その他	解放年月日	復元を要する面積	補償要求額
具志川	下敷原		田	1632坪	*円587520 \$1632.00	*円360000 \$1000.00	*円1762560 \$4896.00	円227520 \$632.00	1947年 11月10日	1632坪	*円2937600 \$8160.00

1. 被害状況説明

戦後米軍のビーチ施設として使用されたため、周辺土地は一面に石粉を敷詰められ、著しく形質を変更されたままで解放されているが講和前補償もれになつているため関係地主は、現在まで当該土地を利用できず甚大な損害を受けている。

2. 補償額算定基礎

資材費+運搬費+労力費+その他の費用 = 補償額

(1) 畑の坪当り補償単価

イ 資材費坪当単価	1.00 円
ロ 運搬費	2.50
ハ 労力費	0.95
ニ その他費用	0.55
計	5.00

補償額：63坪 × 5.00 = 315.00 円

(2) 田の坪当り補償単価

イ 左に同じ	1.00 円
ロ	3.00
ハ	0.61
ニ	0.39
計	5.00

補償額：1632坪 × 5.00 = 8160.00 円

海 没 地 事 例 調 査

現住所
氏名

字 名	小字名	地 番	地 目	地 積	等 級	近傍類地の 坪当価格	海没面積	補償要求額	
								日 円	米 弗
兼 久	下 原		はたけ	5,779坪	4	\$30.00	4,886坪	52,768,800.00円	146,580.00弗

現住所
氏名

兼 久	下 原		原 野	847坪	1	\$30.00	847坪	9,147,600.00円	25,410.00弗
"	"		はたけ	948 "	4	\$30.00	948 "	10,238,400.00	28,440.00

1 被害状況説明

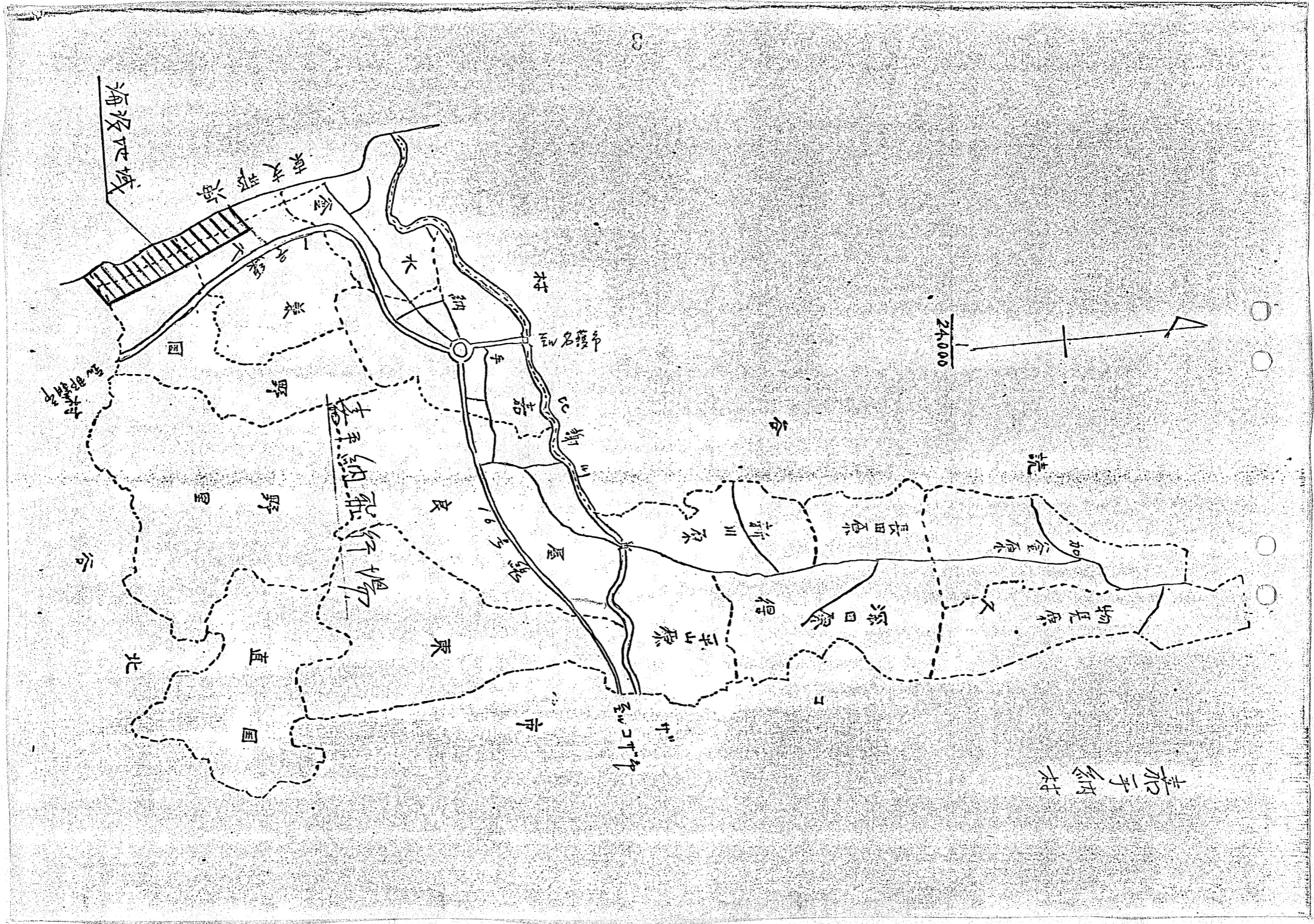
米軍は、沖縄上陸と同時に日本軍が構築した嘉手納飛行場を中心として^米膨大な土地を接収し、極大の空軍基地を構築した、その際同飛行場を整備拡張するため、周辺地域の土地から大量の土砂を採取したため海没し、使用不能となっている。

2 補償額算定基礎

海没地を原状に回復するための工事費用を積算すると殆んど土地が近傍類地の地価を上まわるため、補償単価を近傍類地の地価相当額とした。

※海没面積×近傍類地の坪当価格＝補償額

$$6,681坪 \times 30.00円 = 200,430.00円$$



嘉手納村

残存財産の損失事例調書

現住所
氏名



接収年月日					
接収財産の所在	中城村字和宇屋字志裏原	合地	はたけ	坪数	326
残存接収財産の所在		張田 現地 況目	雑種地	"	27 148
損害額	27坪×28セント×26年= 196.56			補償要求額	
	148坪×28"×26"=1,077.44			日 円	米 弗
				458,640.00	1,274.00

1 被害状況説明

米軍は沖縄上陸後作戦道路として13号道路を整備拡張したが、その際該道路その土地が道路敷と残地に分割され、道路敷の部分については借料の支払いはされているが、残地の部分についてはその利用価値が著るしく低減し又は利用不能になつているにもかかわらず、現在まで何等の補償もなされていない。

2 補償額算定基礎

補償額は接収時(1947年)から復帰時(1972年)までの26年分の軍用地料相当額を計上した。

※ 残地坪数×坪当年間地料×補償期間=補償額

(イ) 27坪×28セント×26年= 196.56ドル

(ロ) 148坪×28"×26"=1,077.44

和字變字本原エツニ

3号線



残存財産

隣接財産の損失事例調書

現住所 市町村字 番地
氏名

接收年月日	1947年1月1日				
接收財産の所在	中城村字和字慶字志真原松尾原上登原	台帳 地目	畑	坪数 1,264	
残存 隣接 財産の所在	"	現況 地目	雑種地	坪数 1,264	
損害額	1,264坪×28セント×26年=9,201.92			補償要求額	
				日 円	米 弗
				3,312,691.20	9,201.92

1 被害状況説明

西原飛行場の整備拡張に伴い、旧排水路がつぶされ同時に13号道路建設により従来の排水路及び暗渠が変更されたため、周辺の土地が自然排水路と化し、使用不能の状況にあるが、それら隣接土地に対する補償はなされていない。

2 補償額算定基礎

本件については、残地と共に道路問題の最終的処理がなされる際に、何等かの解決がなされるものと思料されるので、補償額は事実上排水路となり使用不能になった時点(1947年)から復帰時(1972年)までの26年間の地料相当額を計上した。

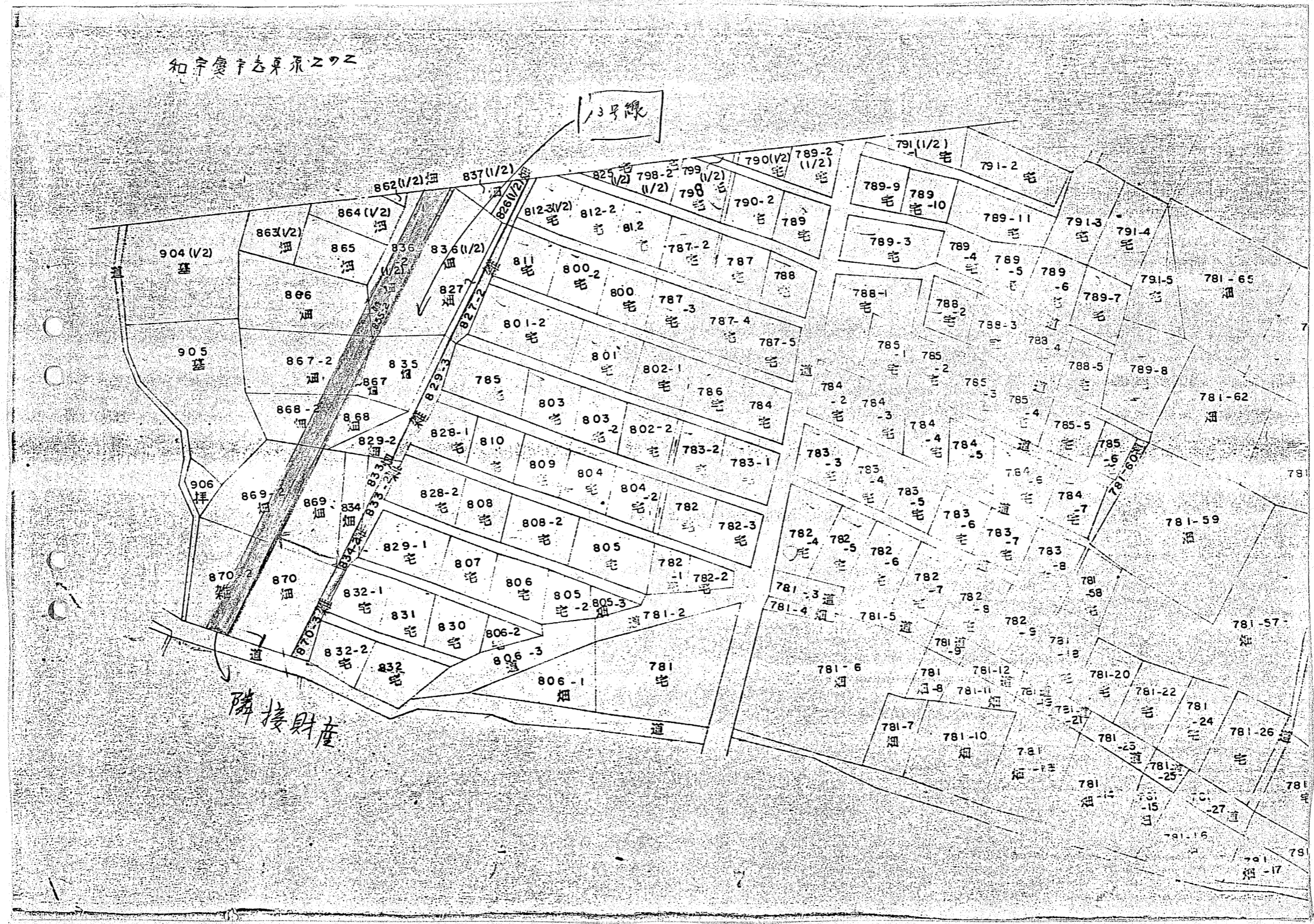
被害面積×坪当年間地料×補償期間=補償額

1,264坪×28セント×26年間=9,201.92ドル

和字變字去東派エツエ

3号線

隣接財産



離作損失の事例調査

現住所
氏名(耕作者)

	作物種別	坪数	坪当収穫高	坪当所要経費	収穫高と所要経費差額	補償要求額		土地所有者名
						日 円	米 弗	
1	甘蔗	1,327	\$0.43	\$0.26	\$0.17	194,907.60	541.41	比嘉盛昌
2								
3								
	字名	小字名	地番	地目	地積	等級	接収年月日	備考
1	ソ 辺	親見原		はたけ	454	1	1952年4月	補償要求額基礎計算 61~62年期反当数量7,864Kg
2	大 木	糸蒲原		"	391	2	"	生産物収入 9,130.18 生産量 78.95
3	"	"		"	482	2	"	反当経費 51.23 51.23 300 0.17
	計		3		1,327			1963年糖業関係資料による

1 被害状況説明

接収以前は農業で生計をたてていたが、1952年4月、全所有地を軍用地に接収されたため、離農のやむなきに至りその後、日雇や大工等もしたが生活の安定がなく、2年後の1954年に八重山に移住している。

2 補償額算定基礎

甘蔗坪当粗収益 - 坪当生産費 × 接収坪数 × $\frac{80}{100}$ × 3年 = 補償額

$$0.43 \text{ドル} - 0.26 \text{ドル} \times 1,327 \text{坪} \times \frac{80}{100} \times 3 \text{年} = 541.41 \text{ドル}$$

かんがい用水利用不能による損失事例調査

	字	小 字	地 番	地目等級	地 積	利用不能年月日	所 有 者	
	1	慶 佐 次	弁 田 原	田ノ等	461坪	1963年5月	[REDACTED]	
	2	"	"	"	354"	"	[REDACTED]	
	3	"	"	"	275"	"	[REDACTED]	
用水利用不能前		作物種別	坪 数	坪当額収益額	坪当所要経費	坪当純収益額		
	1	水 稻	461坪	52セント	43セント	9セント		
	2	"	354"	"	"	"		
	3	"	276"	"	"	"		
用水利用不能後		作物種別	坪 数	坪当額収益額	坪当所要経費	坪当純収益額	補 償 要 求 額	
							日 円	米 俵
	1	甘 藷	461坪	24セント	20セント	4セント	103,727 103,619	288.13
	2	甘 蔗	406"	25 "	22 "	3 "	95,580	265.50
3	"	276"	"	"	3 "	74,520	207.00	

1 被害状況説明

慶佐次通信施設（ローラン基地）用地の取得に伴ない、従来のかんがい用水路が利用不能になり、その下流にある水田地帯は水稻の植付けができず若干の土地ははたけに切り替えられているが、大半は耕作不能のまま放置されている。

2 補償額算定基礎

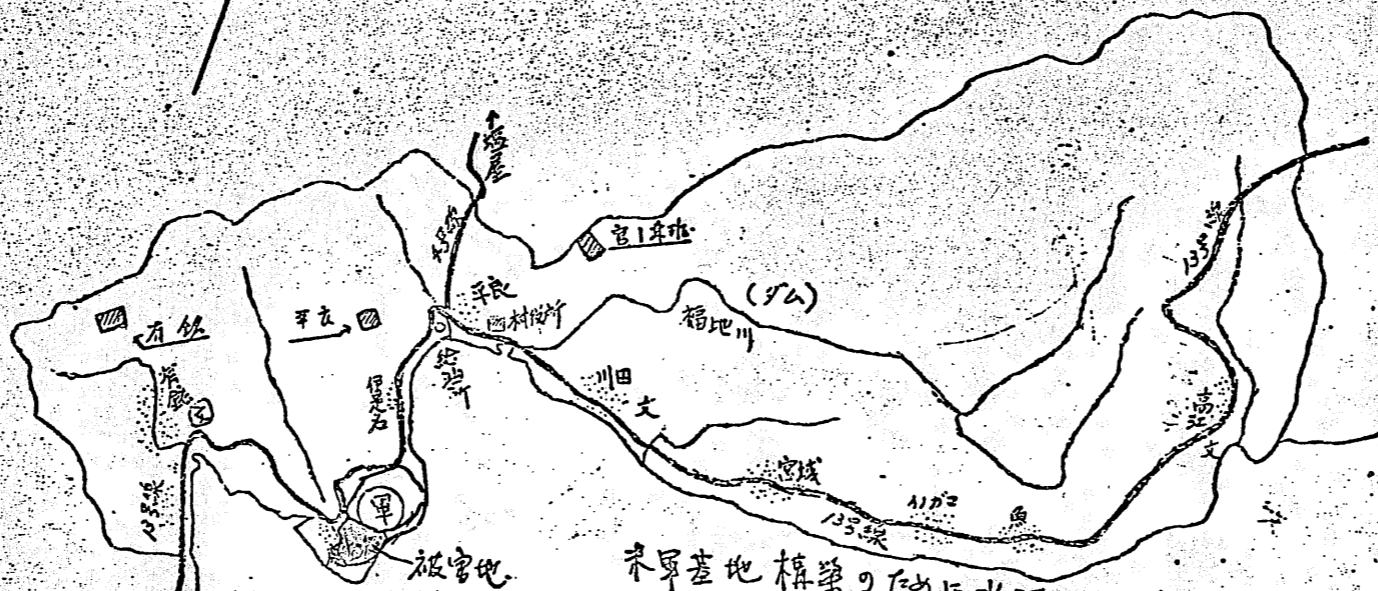
水稻坪当り純収益－甘蔗（又は甘しや）坪当り純収益×被害坪数 年利率（0.08）＝補償額

イ $(9\text{セント} - 4\text{セント}) \times 461\text{坪} \div 0.08 = 288.13$

ロ $(9\text{ } - 3\text{ }) \times 354 \div 0.08 = 265.50$

ハ $(9\text{ } - 3\text{ }) \times 276 \div 0.08 = 207.00$

東村図



米軍基地構築のため水源が欠けられ
 土砂が入り用水路が使用不能になり
 1964年頃の水田は耕作不能になり去る

講和条約発効前における進駐軍又はその構成員
による身体、生命に対する不法行為による被害

申請書

(死亡・傷害)

1 申請者		本 籍 地	[Redacted]	
		現 住 所	[Redacted]	
2 被害者		氏 名	[Redacted]	被害者との関係
		氏 名	[Redacted]	職 業
		生 年 月 日	[Redacted]	(男) 女
		本 籍 地	[Redacted]	
		現 住 所	[Redacted]	
		脱走身体傷害又は異状	[Redacted]	
3 被害状況並びに申請理由		被害発生の日時	昭和22年9月24日午後10時頃	
		被害発生 の 場 所	中蘆郡宜野湾村以下不詳	
		加害者名・所属部隊名	A. J. モーター	
		申請理由	昭和22年9月24日午後10時頃、夜勤中米軍人のいたずらで、点燈中の電球を割られ、そのため電線がショートし、そばのガソリンへ引火、たちまちA. J. モーターは火の海と化した。その時、被害者である[Redacted]は全身火傷、すぐロザの軍中央病院(通称)に収容されたが、その翌日(25日)午前2時頃死亡した。	
4 申請額		療養補償及び調察料	\$1,655.60	
		休業補償	\$	
		障害の他	\$	
		合 計	\$1,655.60	
5 証人		氏名	[Redacted]	住所
		氏名	[Redacted]	住所
6 遺族のみに被害者死亡の場合		氏名	[Redacted]	被害者との関係
		氏名	[Redacted]	備 考
		氏名	[Redacted]	
		氏名	[Redacted]	
		氏名	[Redacted]	
		氏名	[Redacted]	
		氏名	[Redacted]	

註 1 別紙記入要領参照のこと 2 不詳の文字は捺印のこと 3 捺印の箇所は記入しないこと
4 要すれば追加用紙(別紙)を使用のこと 5 遺族補償及び調察料(死亡)戸籍簿本1通を添付のこと。

講和条約発効前における進駐軍又はその構成員
 による身体、生命に対する不法行為による被害
 申請書 (死亡・被害)

1 申請者			
本 籍	[Redacted]		
現 住 所	[Redacted]		
氏 名	[Redacted]	被害者との関係	[Redacted]
氏 名	[Redacted]	職 業	[Redacted]
生 年 月 日	[Redacted]	性 別	男 女
本 籍	[Redacted]		
現 住 所	[Redacted]		
既往身体障害又は異状	[Redacted]		
被害発生の日時	1950年10月18日	午後7時頃	
被害発生の場所	読谷飛行場		
加害者名・所属部隊名	現在のA T S 部隊		
申請理由	1950年10月18日午後7時頃読谷飛行場内に於いて、米軍のトラックで弾薬運搬に行く途中、米軍が運転するトラックが転覆し、右上膊打撲傷及び右足関節打撲傷を負い、政府立コサ病院に1950年10月18日から同年11月4日まで(18日間)入院しました。同病院退院後約40日間自宅治療をしましたが現在に至るまで右足関節部に障害があります。		
※ 4 申請額			
療養補償	\$ 34,400	遺族補償及び葬祭料	\$
休業補償	\$ 72,380		
障害補償	\$ 218,440		
その他	\$	合 計	\$ 325,180
5 証人			
氏名	[Redacted]	住所	[Redacted]
氏名	[Redacted]	住所	[Redacted]
氏 名	生 年 月 日	被害者との続柄	備 考
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
6 遺族被害者死亡の場合のみ記入			

註 1 別添記入要領参照のこと 2 不要の文字は未付のこと 3 捺印の箇所は記入しないこと
 4 要すれば追加用紙(別紙)を使用のこと 5 遺族補償及び葬祭料(死亡)戸籍謄本1通を添付のこと。

講和発効前における米国軍隊等の不法行為による財産被害の事例調査

- 1 現住所 那覇市字与儀388番地
 2 氏名 津嘉山朝吉
 3 被害発生場所
 4 被害年月日 1946年2月5日から1947年1月まで
 5 加害者所属部隊名 田井等地区米軍 [REDACTED]
 6 被害物件

工種	構造	被害程度	数量	建築年月日	請求額	
					日円	米ドル
船舶	木造二重バリ3.5馬力	備給料船体エンジン修理費	25屯	1943年4月	18,067,968.00	50,888.80

7 申請理由

1946年2月5日田井等地区米軍 [REDACTED] の命令により、1946年2月より1946年4月まで國頭村字奥、~~安洲~~、安田、安波方面の住民に配給する食料輸送に従事していましたが、1946年8月頃本部町渡久地港へ回航し、その後1947年1月頃まで、伊江島、渡久地間の米軍軍需物資（金鍋、バラ線、シート等）の輸送に従事していましたが、6ヶ月間の燃料、備給料及び船員の給料も全然費つていき、米軍の命により船体の手入並びに機関の整備に休む間も与えず使用せしめられたため、船体及びエンジンの手入修理もできず、まもなく運航不能となり、与那原町 [REDACTED] 海岸に陸揚げして、大修繕を行なった。そのため多大な経費を要した。

市町村名：国頭村

米軍による林野の使用に伴う損失の事例調査

土地の所在	地積	所有者名	使用開始時	使用状況	収益内容	年間収益		補償要求額	収益者名
						制限前	制限後		
(イ) 字安波・古我地 2113番地 (ロ) 字安波兼久原 1939番地 (ハ) 字安波恩納原 1361番地 (ニ) 字安波川瀬原 1240番地	2,376,000坪	国頭村長 (村有地)	1956年	1ヶ年平均して30日米軍演習地として使用していた	(1) 竹1日(婦人で4束(単価1.60)を収益する。 (2) マキ1日(婦人で10束(単価35セント)を収益する	米軍の演習の場合には演習兵が山林内に散つているので住民はこわがり山入りは出来ない。		176,774.40	字安波戸数 93戸(人数)

1 被害状況説明

当該山林は、国頭村有林であるが安波部落民は該山林に立入りマキや竹類を自由に採取し、それによつて日常の生活を維持していたが、1956年以来米軍の一時演習地として使用されたため演習期間中は婦女子は当該山林に立入りができず損害をうけている。

2 補償額算定基礎

$$1人当1日収穫高(束数) \times 演習日数 \times 単価 \times 戸数 \times 年数 \times \frac{80}{100} = 補償額$$

$$イ(竹) \quad 4束 \times 30日 \times 1.60ドル \times 93戸 \times 8年 \times \frac{80}{100} = 114,278.40$$

$$ロ(マキ) \quad 10束 \times 30日 \times 0.35ドル \times 93戸 \times 8年 \times \frac{80}{100} = 62,496.00$$

註 補償期間を1956年から1963年までの8年とした理由

1963年以後は山林を開墾し、パインヤキビ作に転換しているため、従前より山林に対する依存度は減つている。

土地裁判所訴願専案の棄却例（地料増額請求）

- 1 訴 願 人 德里政助（嘉手納村軍用地地主会長）外 8,969 名
- 2 被 訴 願 人 アメリカ合衆国政府（DE 不動産部長）
- 3 審 理 機 関 米国民政府土地裁判所
- 4 訴願提起年月日 1969年10月10日
- 5 訴 願 の 目 的 嘉手納飛行場内の全地域を特殊地域とすること。
- 6 訴願審理年月日 1971年4月5日、6日、8日、9日（4日間）
- 7 決 定 年 月 日 1971年8月26日
- 8 決 定 の 内 容 訴願を棄却する
- 9 決 定 理 由 （別添裁決書参照）
 - (1) 訴願している地域が、現行「借賃安定法」上特殊地域とされていない。
 - (2) 借賃評価委員会のとらない処分について土地裁判所には、決定する権限がない。
 - (3) 現行の賃貸料が不相当であるとの充分なる証拠が示されない。
 - (4) 現行の賃貸料が、「法律上、正当に請求できる充分で公正な額ではない」との立証ができなかった。

10 訴 願 内 容

特殊地域設定訴願（3市村）総括表

1971.5.20

市町村	リスト数	件 数	筆 数	評 数	現行賃貸料	適正要求額	訴 願 代 理 人
コザ市	11	1,606	4,418	1,716,817.71	379,737.20	892,783.87	牧野博嗣・糸満 清
嘉手納村	4	1,483	4,366	1,938,757.00	384,506.03	1,008,154.01	"
北谷村	39	5,880	7,870	2,274,482.16	391,057.46	1,182,730.72	"
合 計	54	3,969	16,654	5,930,056.87	1,155,300.69	3,083,673.60	

UNITED STATES LAND TRIBUNAL FOR THE RYUKYU ISLANDS
Itasee, Okinawa
APO 96248
琉球列島米国土地裁判所
沖縄・浦添市

In the Matter of

Seisuke TOKUAZONO & 1,060 others

徳里 セイスケ 外 1, 060名

Giboku ARAKAKI & 48 others 48名
新垣 ギボク 外

Petitioners,
訴 願 人

事件番号 LT 22-69 (ENG 第175-13)

LT 68-69 (DT 214-11)

LT 68-69 (DT 第214-11)

vs
対

THE UNITED STATES OF AMERICA
アメリカ合衆国

Respondent
被 訴 願 人

MEMORANDUM OF DECISION
裁 決 書

These two group petitions involve identical issues and were heard together at the request of petitioners' attorneys. 表記二件の集団訴訟は、同一の争点に関するものであり、訴訟人代理人の申立により併合して審理された。

Petitioners are owners of lands in Kadena Son utilized by the United States as part of the northwest section of Kadena Air Base in Okinawa, located about 15 miles north of Naha, the capital city. The two petitions list the names of 1098 筆の土地合計 1, 583, 503 坪 (1, 293, 711 エーカー) を所有する 1, 098 petitioners, owning 3437 tracts of land aggregating 1,583,503 tsubo (1293,711 acres). 名の訴訟人の氏名が記載されている。同土地は、沖縄で最も重要な道路 The lands are located just east of Highway No. 1, the most important road in Okinawa, and southeast of the Kadena Circle, also known as the Kadena Rotary, the site of a pre-1945 railroad station (R. 51). Immediately adjacent to the circle or 隣接する土地は、特別地域として米国は、宅地 2 等級の賃料の半額を借

Rotary is a Special Area for which the United States pays land rents equivalent to 50% of the rates for Grade 2 building lots (Peturs. Ex. 1, Resp. Ex 7).
同地域から更に離れており、借賃はそれぞれの地筆の地目、等級を基準に Petitioners' lands are beyond the Special Area and rents for their lands are based して支払われている。本件における唯一の争点は、特別地域を拡張して訴 upon the grades and classifications of their tracts. The sole issue in this case 人等の所有地をも含めるべきだとの同人等の主張である。訴人等は、 concerns the claim of petitioners that the Special Area should be enlarged to 賃料を年間総額 \$ 313,751.14 受領して来ている。もし、本件土地全 include their lands. Petitioners have received aggregate annual rentals of 部が特別地域に、指定されると賃料の年間総額は、\$ 823,421.93 に なる。当事者は本件における判決は、他に特定する訴訟の処理に同じ効 annual rental would be \$823,421.93. The parties have agreed that the decision in 力を及ぼす旨合意している。(記録 46a)
this case will govern the disposition of other specified petitions (R. 46a)

The petitions were filed on October 1969 and 28 November, 1969 alleging 訴人は、1969年10月10日及び同年11月28日に現行賃料に "discontent" with the land rentals being paid to them. Respondent filed identical 「下巻」を表明の上、提出されている。これに対し被訴人は、訴人等 answers concerning the right of petitioners to relief. Hearings before the Tribunal が救済を受ける権利のないことを主張した。答弁書を再度提出している。 were held on 5, 6, 8, and 9 April 1971. Thereafter, written arguments were 当裁判所は、1971年4月5日、6日、8日及び9日審理を聞いた。その後、弁論 filed, by the petitioners on 5 May 1971, and by the respondent on 9 June 1971.

書を訴人等が、1971年5月5日に被訴人等が1971年6月9日にそれぞれ提出した。
At the outset of the hearings, leave was granted to respondent to file a

審理の初めにおいて、被訴人は裁判所の許可を受けて一件の訴訟の written motion to dismiss one petition and to make an oral motion to dismiss 却下申立てを書面で提出し、他の一件については、口頭で申立てた。(記 the other (R. 2, 4). Although in its final written argument respondent 録 2、4) 最終弁論書で、被訴人は、事件番号 IT 22-69 の若干の地 has withdrawn its motion to dismiss as to some tracts in IT 22-69, it has renewed 筆について訴訟却下申立てを撤回したものの、同事件のその他の地筆及び its motion as to the remaining tracts and as to all tracts in IT 68-69. The basis 事件番号 IT 68-69 の全地筆については、再びこの申立てをなした。

of the motions to dismiss is that more than one year has expired since the right to file a petition to the Land Tribunal arose and therefore the petitions are barred by limitations (HICOM Ordinance No. 20, paragraph 9b). In IT 22-69, the lease modification fixing the current rental rates was published in the koho (Official Gazette) of 16 August 1968 (Resp. Ex. 4, 5); the petition was filed on 10 October 1969. In IT 68-69, the Official filing of the current rent schedule was 21 October 1968 (Resp. Ex. 1), while the petition was filed on 28 November 1969. While respondent's witness confirmed these dates (R. 125) he was also frank enough to admit that official filings in Okinawa do not readily accomplish the purpose of notice to persons concerned and that additional time & sayu 目的を果たして居らず、そして又、米国が土地借賃支払いのため periods of 30 to 60 days are required before the GRI is able to commence distribution of moneys deposited by the United States for the payment of land rentals (R. 216). Bothe the limited circulation of the koho and the difficulty of obtaining early information of lengthy documents filed in local registry offices are matters of common knowledge.

It is patently unreasonable to permit the limitations period to commence running from a time when land owners cannot reasonably be expected to be informed of pertinent facts despite due diligence on their part. It is accordingly concluded that the one year period of limitations had not expired

と判断し、訴訟却下申立てはこれを棄却する。

When the petitions were filed and the motions to dismiss are denied.

On the merits of the petitions, petitioners limited their evidence to the petitioners' evidence. A corollary issue was the contention that all lands used by the United States for a given purpose must be paid for at the same rental. This was forefully stated by petitioners' counsel in his opening argument (R. 6)

この点は、訴願人代理人が冒頭陳述で強調し(記録6)、又桑江立法院議員 and was part of the concluding testimony of legislator Kuwae (R. 110), who was fully supported in this contention by the Mayor of Kadema Son (R. 97,99).

の証言で全面的に支持されている。(記録97、99) 嘉手納飛行場にある土地の所有者は、すべて坪単価同額の賃料を受けらるべきだとする立場は、一応尤もなように聞えるが法律上明らかでない、政府は取得された土地の最高 that the Government is obligated to pay the amount which will compensate for the highest and best use of land taken, an amount which cannot be decreased or increased

この額は政府の事後の処分又は、政府にとつて、特別な価値を有する否か by subsequent actions of the Government or by any special value or lack of value によつて増減されるべきものではない。 or lack of value to the Government.

On the issue of whether the areas in question should be a Special Area,

本件土地が特別地域であるべきかの争点について、訴願人等は、証人の petitioners introduced a number of maps demarking the specific areas (Petrs. Ex. 証言に加えて、特定の地域を表示した図面を数葉(訴証1A乃至47、記録 1A through 47, R. 101) as well as oral testimony. Six landowners all testified 101) 提出した。地主が6名証人として、それぞれの土地の地目、等級について十分な賃料を受領しているが、なお、彼等の土地がどんなに離

classifications of thir lands but they believed they should receive the higher rentals granted to the adjacent Special Area no matter how distant their own lands are. (R. 29-30, 41-2, 45, 56-58, 65-66, 69, 78-79, 81, 88, 91-2); in other words, the contention of petitioners is that all of Kadena Air Base is a Special Area.

えて言えば、訴願人の主張は、嘉手納飛行場は全体が、特別地域だと言うのである。琉球政府立法院議員でありかつ特別地域なる制度を生み出した Mr. Kuwae, a member of the GRI Legislature and a Ryukyuan leader at the 1958 Land Conference where the Special Area concept was devised, testified to the 1958年の土地会議の琉球側代表の一人であつた桑江氏は、同制度の根拠となつた妥協事項について証言した。(記録115、被訴証7号)。

an arbitrary rental, high in comparison with that based on grade and classification, was agreed upon for specific areas in which urban development was anticipated prior to 1945 or prior to use by the United States (R. 103-6). The agreement is in writing and specifies the areas to which it applies (Resp. Ex. 7) (106) この合意は書面でなされ、適用すべき地域を特定して居るが(被訴証7号)、本件訴訟にかかると土地はいずれもこれに含まれていない。

Petitioners have suggested that their position is supported by Article 10 of the Land Rental Stabilization Act (GRI Act No. 1 of 1959). However, examination of that law clearly shows that it merely authorizes the land appraisal committee to fix rentals for special areas up to the maximum claimed by petitioners; the law does not require such action. The Tribunal is not authorized

to act where the appraisal committee failed to act in the absence of evidence
り、当裁判所は、評価委員会が、とらぬ地分を、これに代わつてとる
that the rentals now being paid are inadequate. The testimony is that the Special
権限を有しない。証言によると特別地域制度は、1958年度に得られた
Area represents a political compromise reached in 1958, since which time no new
た政治的妥協の産物であり、その後新らたな特別地域の指定はされてい
Special Area has been designated (R. 129). Petitioners argue that the Land
ない。(記録129)。訴願人等は当裁判所が石川で特別地域を指定し又
Tribunal designated or changed a Special Area in Ishikawa. The case referred
は変更したと主張する。問題の事件は、D T 209号伊波キューソー外42
名対米國事件である。1961年9月26日土地裁判所は、隣接道路敷
Tribunal decided on 26 September 1961 that specified tracts of land under an
地の特定の土地は、境を接す森バンド地帯に編入され、バンド地帯借賃
adjoining road should be included in adjacent bands and receive appropriate band
を受けるべきだと決定したものである。そこで争点は、バンド地帯の
rentals. At issue was the determination of the banding boundaries, a subject
境界の認定であり、特別地域とは全く別問題である。(記録130)
quite distinct from that of a Special Area (R. 130).

21

Upon review of the entire record, I have concluded that petitioners
全記録を審査した結果訴願人等は、現在受領している賃料が法律上
have failed to produce evidence showing that the land rentals being paid to
正当に請求できる充分で公正な額よりも少ない額であるとの立証ができ
them are less than the full and fair rentals to which they are legally entitled.
なかつたものと、当裁判所は判断する。更に当裁判所は、1968年7
I also find that the rentals being paid since 1 July 1968 (Resp. Ex. 5, 8)
月1日以降支払われている借賃(被訴訟5号8号)は、訴願者等の所
are not less than the full and fair rentals for the highest and best use of the
有にかかると土地の最高最善の用途に対する充分にして公正な賃料を下廻
lands owned by petitioners.
つていないものと認定する。

It is therefore Ordered, Adjudged and Decreed that the rental rates now in
以上により、当裁判所は、訴願人等の土地について現在定められて

effect for the lands of petitioners are fair and just; and
いる借賃の額は公平にかつ適正であると裁定し、審判し、決定する。
It is further Ordered that the petitions be and they are hereby dismissed.
よつて、本件訴願は、これを棄却する。

DATE: 26 Aug, 1971
日付

IRVING EISENSTEIN
President
土地裁判所長
アービング アイゼンスタイン

土地裁判所訴願専案の棄却例（漁業損失補償）

- 1 訴 願 人 読谷漁業協同組合長・上原亀吉 外 5 3 名
- 2 被 訴 願 人 アメリカ合衆国
- 3 審 議 機 関 琉球列島米國土地裁判所
- 4 訴願提起年月日 1966年2月9日
- 5 訴 願 の 目 的 米軍演習等による漁業損失補償請求
- 6 訴願審理年月日 1970年2月19日、 3月12日、8月6日
- 7 決 定 年 月 日 1970年12月14日
- 8 決 定 内 容 訴願を棄却する
- 9 決 定 理 由 (別添裁決書参照)

- イ 琉球政府立法による漁業権の附与は更新ではない。
- ロ 日本政府の漁業権をえていても、琉球政府の立法ができた際、現に漁業ができなければ漁業権の附与はありえない。
- ハ 平和条約第19条により、合衆国に対する一切の請求権は放棄されている。
- ニ 上訴人の漁業権に関する権利は、上訴人の懈怠により排斥された。

10 訴願内容

訴 願 人	期 間	期間損失額(A)	年間損失額	1965年4月28日から1970年4月27日までの損失額(B)	補償請求額(A+B)
読谷漁業協同組合	1952.4.28 - 1965.4.27	\$ 555,024.21	\$ 42,694.17	\$ 213,470.65	\$ 768,495.06
		¥ 199,808,716	¥ 11,769,901	¥ 76,849,506	¥ 276,658,222

UNITED STATES LAND TRIBUNAL FOR THE RYUKYU ISLANDS
Urasoe, Okinawa
APO 96248

琉球列島米国土地裁判所
沖縄・浦添市

In the matter of

KAMEKICHI UEHARA, Chairman, and 53 Others, the
組合長 上原 亀吉 他 53名
YOMITAN FISHERIES COOPERATIVE ASSOCIATION,
読谷漁業協同組合

Petitioners,
訴 人

vs
対

THE UNITED STATES OF AMERICA,
アメリカ合衆国

Respondent,
被 訴 人

Case No.
事件番号
LN 70-69 F

MEMORANDUM OF DECISION

裁 決 書

On 9 February 1966 a petition was filed with the Tribunal by Meitoku Yamauchi and 53 others as the Yomitani Fisheries Cooperative Association claiming compensation for loss of fisheries from a specified area because of restrictions imposed by the respondent. Damages are alleged to have been incurred since 1951 and 10 months prior to the filing of the petition. The petitioners seek compensation of \$55,024.21 for the period October 1951. The petitioners seek compensation of \$55,024.21 for the period from 28 April 1952, the effective date of the Peace Treaty with Japan, to 27 April 1965, and in addition \$42,694.17 per annum after 27 April 1965. On 31 January 1969 the respondent filed its answer denying that petitioners have any right to recovery because at no time since October 1951 did petitioners have a fishing license and therefore no compensable taking of

property occurred. Respondent also denied that damages were incurred as alleged. 被訴人は又、主張通りの損害の発生をも否認した。

Hearings were conducted on 19 February 1970, 12 March 1970 and 6 August 1970, limited to the issue of petitioners' right to recover (R 2, 3). Petitioners 争点を訴人の請求権の存否に限定して審理が1970年2月19日、同年3月12日及び同年8月6日に開かれた(記2、3頁)。訴人は、証人を尋問する前、1970年3月10日に弁論書を提出した。結論の審理がすんでから訴人は1970年8月31日に更に新たな弁論書 August 1970. Respondent's written argument was filed on 5 October 1970. を提出した。被訴人の弁論書は1970年10月5日に提出された。

Petitioners presented three witnesses; the respondent none. 訴人は三名の証人を申し出、被訴人は、証人を申し出なかつた。 Petitioners also introduced into evidence a translation of a fishing right 訴人は又証拠として日本政府が1927年12月12日に読谷村字渡 issued by the Government of Japan on 12 December 1927, effective until 31 慶次機関、宇座漁業組合に対して交付し1947年1月31日まで有効 January 1947, to the Yomitani Son, Aza Tokeshi, Gima, Uza Fisheries Association の漁業権の翻訳文を提出した(訴証1号)。(Petn Ex 1).

At the start of the hearing, Kamekichi Uehara was substituted for Meitoku 山内メイトクは死亡のため審理の始めにおいて上原龜吉に交替した(記 Yamauchi, deceased (R 1). Shomei Terrya testified that he has been a member 1頁)。照屋シヨメイトは1927年以来引き続き漁業組合の組合員であ of the fishery association since 1927 and that the present cooperative is the る旨、又現在の協同組合は同年に漁業権の免許を受けた組合の承継人で successor of the one that received the fishery right or license in that ある旨、(記8頁)として同免許は公式に移転されたものではない旨(year (R 8) and that the license was not formally transferred (R11, 12). 記11、12頁)証言した。

He also testified to unsuccessful attempts to obtain a renewal of the license 同証人は更に1947年に免許の更新に努めたが、不成功に終わった旨証 in 1947 (R 9). Michi Maedomari testified that he is employed by the Government 言した(記9)。前泊エイトは、琉球政府に雇傭されて漁業権の調査 of the Ryukyu Islands to record and investigate fishing rights (R 14). In the 登録にあつては、読谷地域 Yomitani area, there were three cooperatives before World War II, holding 3つの組合があつた。 ては第二次大戦前それぞれ別個の漁業権をもつた3つの組合があつた。 separate fishing rights. These have since merged into the present cooperative, したがらその後合併して現在の組合となり、今で

which is a juridical person (R15-17, 32). 法法人である(記15-17頁32頁)。 Under the present local law, fishing rights can be issued for 5 years; prior 当地の現行法によると、漁業権は存続期間5年として交付され、従前

rights can be renewed but may not be if no fishing is conducted (R 19-21).
の権利は更新できるが、漁業が営まれていない場合更新は認められない。
Rights issued by Japan, however, cannot be renewed but can be granted anew;
(記 19-1 と 1 頁)。然しながら、日本国が交付した権利は更新はでき
the present cooperative has received fishing rights for areas in Yomitan other
ず、新規交付しかなない。現在の場合は、読谷村の区域について、漁
than that for which the petition has been filed (R 23-24, 36, 43). No compensation
業権の免許を受けているが、そこは本件訴訟の目的とは異なる区域であ
is required for failure to grant a fishing right in confirmation of a pre-wae
る(記 23-1 と 24 頁)。駿前の日本国による漁業権が確認されたとして
Japanese right (R 27). When recalled, Mr. Maedomari testified that fishing
も、新たな漁業権を交付しないことについて補償は必要とされない(記
rights could not be granted to areas used for military purposes (R 37) Or
記 27)。二度目の尋問の際、前泊氏は、軍事目的に使用されている区域
for purposes other than commercial fisheries, such as ports (R 38, 39).
(記 37) や営業としての漁業以外の目的、例えば港湾(記 38、39
Kusai Shimabukuro, a former president of the petitioner cooperative, testified
頁)には、漁業権は設定できなかった旨証言した。訴訟人の元組合長で
the present cooperative is the successor of the holder of the 1927 fishing
ある島袋クサイ氏は、現組合が 1927 年度の漁業権者の承継人である
right (R 28) and confirmed Mr. Teryya's testimony as to the unsuccessful
旨(記 28 頁)証言し 1947 年更新を受けるため努めたが不成功に終
attempts to obtain a renewal in 1947 (R 29, 32). The present cooperative now
つたと言う。照屋氏の確認した(記 29、32 頁)。現組合は本件訴訟
holds fishing rights for areas other than that involved in the petition (R 33).
に関連する区域以外の区域について現在漁業権を有している(記 32 頁)。
Upon respondent's request, the Tribunal ruled that it would take judicial
被訴訟人の申請により、当裁判所は、漁業に関する二つの法律即ち
notice of two laws concerning fisheries, Japanese Law No. 58 of 1910 and GRI
明治 43 年日本国法律第 58 号及び 1952 年琉球政府立法第 47 号を
Act No. 47 of 1952 (R 45).
顯著な事実として採用した(記 45 頁)。
While the evidence establishes that petitioner cooperative or its
証拠によると訴訟人組合又はその被承継人が、1947 年 1 月 31
predecessor had a valid fishing right until 31 January 1947, there is no evidence
日までは有効な漁業権を保有していたことは明らかであるが、同日より
of any legal or exclusive right to the area involved after that date.
後本件区域に対する法的又は排他的権利の存在を示す証拠はない。
Petitioners excuse or justify this omission by testimony of attempts to obtain
当裁判所は 1947 年に日本国は琉球を統治してはなかつたこと及び明
a renewal in 1947 (R 9, 29, 32). The Tribunal takes judicial notice of the
治 45 年法律第 58 号は琉球において効率的に利用されてはなかつたこ
facts that in 1947 Japan was not administering the Ryukyu Islands and that
について公知の事実として採用した。当裁判所は更に 1952 年 4 月 28

the Law No. 58 of 1910 could not be effectively utilized in the area. The Tribunal also takes judicial notice that all claims against the United States were waived by Article 19 of the Peace Treaty with Japan effective on 28 April 1952. However, despite the Treaty waiver, the evidence does not establish that the respondent prevented the desired renewal of the fishing right in 1947 or that petitioners' failure to obtain the renewal or the issuance of a new fishing right resulted from any act for which respondent can be required to pay compensation. Further, there is no evidence that since 1947 or after 1952, when the GRI law was enacted and when a fishing right could be issued by that Government, petitioners made any attempt to obtain a right for the area involved. Any post-1947 rights may therefore be barred by laches. Finally, it seems clear that since the area was used for non-fishing purposes since 1947, the GRI had no legal authority to issue such right (R 37-39) and its denial of an application would not give rise to a claim for compensation (R 27).

Petitioners argue that once a fishing right has issued, it is a perpetual property right equated with the ownership of land, and that they are entitled to compensation despite the termination of the right and the public or non-fishing use of the area thereafter. While it is true that a fishing right is a real right and may be hypothecated (1910 Law, Arts. 7, 8; 1952 Law, Arts. 22, 23) its term is limited in time and there is no assured right to its renewal. Petitioners also argue that their fishing right was

訴願人の主張によると、一度漁業権が設定されると、それは土地の所有権に似て恒久的な財産権であり更に権利の期間満了及びその後同区域の公共的ないし非漁業目的の使用にもかかわらず同人等は補償を受けると言うのである。確かに漁業権は物権として fishing right is a real right and may be hypothecated (1910 Law, Arts. 7, 8; 1952 Law, Arts. 22, 23) its term is limited in time and there is no assured right to its renewal. Petitioners also argue that their fishing right was

あり、期間の更新は確定的ではない。訴願人は又、被訴人が訴願人

recognized by respondent as being a compensable property right after 1947
に対し講和請求権の補償を若干支払つたのであるから被訴人は結局
since respondent paid some compensation to petitioners for their pre-peace
訴込人が1947年以降でも補償の対象となる権利を有していたと認
Treaty claims. Such payments, authorized by Public Law 89-296, were clearly
めたことになると主張した。合衆国公法第89-296によるこのよ
on an *ex gratia* basis (see High Commissioner Ordinance No.60) and can hardly
うな補償は明らかだ恩恵的なものであり(尹務官布令第60号参照)
form the basis for an admission of liability for the period prior to 1952,

1952年より前の期間についての責任の承認があつたと言う根拠に
let alone for the period thereafter in perpetuity.

なり得ず、まして同年以降恒久的期間については論を俟たない。

It is accordingly concluded that petitioners have failed to show by a
従つて訴込人は、1952年4月28日又はそれ以降のいかなる
preponderance of the evidence that they had a fishing right to the area involved
時期においても本件区域漁業権をもつていたことを証拠の優越の程度
on 28 April 1952 or at any time thereafter. It is also concluded that petitioners
で立証できなかつたものと言わなければならぬ。更に又、訴込人は
have failed to show any legal basis for compensation for their claimed restriction
同区域への同人主張の立入制限に対する補償の必要性の法的根拠を立
from the area.

証することができなかつたものと言わなければならぬ。

It is therefore Ordered that the petition be and it is hereby dismissed.

DATE: 従つて、本件訴込はこれを棄却する。

日付 14 December 1970

署名 (略)

IRVING EISENSTEIN

President

アービング アイゼンスタイン

裁判所長

講和発効後における米国軍隊等の不法行為による人身損害の事例調査(一部承認)

被害者 [REDACTED]
 住所 [REDACTED]
 被害発生場所 コザ市宇波屋1623番地クラブ「リュウキユウ」横路上
 被害年月日 1966年12月3日午後10時35分頃
 加害者 [REDACTED]
 補償請求額 ¥ 60,983,110.80 (\$ 169,397.53)
 補償支払額 ¥ 5,112,000.00 (\$ 14,200.00)

1. 被害状況

1966年12月3日午後10時35分頃、クラブ「リュウキユウ」横路上において、数名の米兵によつて暴行を受けている沖縄人([REDACTED] 氏)を助けようとして、 [REDACTED] が仲裁に入つたところ、数名の米兵の中の [REDACTED] により刺殺された。

2. 補償額算定基準

	治療費	葬祭料	逸失利益	慰謝料	雑費	補償額
日 円	48,819.60	279,025.20	48,025,969.20	126,000.00	29,296.80	60,983,110.80
米ドル	135.61	775.07	133,405.47	35,000.00	81.38	169,397.53

- (注) 1. 逸失利益はホフマン式単利計算法によつて算出した。
 2. 慰謝料は先例及び被害者の家族構成社会的地位等諸般の事情を勘案して算出した。
 3. 治療費、葬祭料、雑費は実費とする。

講和発効後における米軍部隊等の不法行為による人身損害の事例調査 (却下)

被害者 ██████████
 住 所 ██████████
 被害発生場所 宜野座村字松田在キャンプハーディー訓練所 (米陸軍特殊部隊)
 被害年月日 1970年2月2日 17時25分頃
 加害者 米軍 (キャンプハーディー 訓練所)
 補償請求額 ¥ 5,374,965.60 (\$ 14,930.46)
 補償支払額 却下 (却下理由は別添のとおり)

1. 被害状況

1970年2月2日、17時25分頃、██████████君等4名が松田部落東方にあるキャンプハーディー訓練所に立入、その中の1人 ██████████君が水深50センチ位の海中にあつた弾ようなものを拾い、それを皆の前で、1メートル位離れた岩に投げつけたところ、それが、突然爆発し、██████████君が死亡し、他の3名が軽傷を負つたものである。

2. 補償額算定基準

	葬 祭 料	逸 失 利 益	慰 謝 料	休業補償(両親)	補 償 額
日 円	72,165.60	4,599,720.00	684,000.00	19,080.00	5,374,965.60
米 ド ル	200.46	12,777.00	1,900.00	53.00	14,930.46

- (注) 1. 逸失利益は Hoffman 式単利計算法によつて算出した。
 2. 慰謝料は先例、及びその人の家族構成、社会的地位等諸般の事情を勘案して算出した。
 3. 葬祭料、雑費は実費とする。

R I J A - 0

1970年7月15日

主 題：賠償請求解決通知について、

[REDACTED]

[REDACTED] 殿

1. 1970年2月2日沖縄宜野座村在キャンプハーディー訓練場のビーチ（浜）区域で起つた事故について米國政府に提出した\$14,930.46の賠償請求書と関連する。
2. 賠償請求は検討の結果却下することになった。証拠書類によればこの事故は [REDACTED] が起したものであり、 [REDACTED] はここが制限危険区域であることを知りながら、空真ちゆ薬きようを捜しに竅回入つた。この事故は、損害賠償金が支払われるような米國車隊要員又は民間人雇用員の行為又は不作為によつて起きたものではない。

F O O 3 2 0

法務官大尉

ルドルフO、パーンズ、ジュニヤー

講和発効後における米軍部隊等の不法行為による財産損害の事例調査（一部承認）

被害者 池原景亮
 住 所 嘉手納村字屋良89番地
 被害発生場所 嘉手納村字屋良89番地
 被害年月日 1967年5月頃
 加害者 米空軍（嘉手納空軍基地）
 補償請求額 ￥ 3,081,355.20 (\$ 8,559.32)
 補償支払額 ￥ 343,224.00 (\$ 953.40)

1. 被害状況

1967年5月頃、空軍基地から油並びに洗剤が排水溝を通つて住民地域に流出し、それによつて井戸水が汚染され悪臭をはなれ、しかも燃えだすほどになり、半永久的に井戸は使用できなくなり、養豚業を営んでいた池原景亮は多大な損害を被つた。

2. 補償算定基準

	補償額	水道工事費	将来の水使用料	休業補償	井戸設置費	諸経費
日 円	3,081,355.20	25,524.00	2,700,000.00	4,320.00	341,748.00	9,763.20
米 ドル	8,559.32	70.90	7,500.00	12.00	949.30	27.12

○ 嘉手納村字屋良89番地 池原景亮
不服申立理由

貴委員会の賠償査定によると20年分の水道料金として385
ポル40セント(家族5人×村水道事業による1人当り月平均水
道料金56セント×12月×20年の係数11.47=385ポル
40セント)になつて、貴委員会の算出基礎である1人当り月平
均の水道料金56セント(5人家族で月2ポル80セント)は現
在水道料金として村役所に支払っている金額6ポル22セント
と相異が生じておりこれを下記資料をかんあんして実際の水道料
金をもつて算定すべきであると賠償金の受領を拒否し、不服申立
を行なつておりますので、実情をご調査のうえ再考慮方をお願い
いたします。

資 料

- (1) 現在の家族数
- (2) 豚2ノ頭、牛ノ頭、馬ノ頭、鶏2羽
- (3) 野菜畑へのかん水面積600坪
- (4) 貸家ノ棟
- (5) 1968年1月より1968年6月迄に村役所に支払つた
水道料金は下記のとおりである。

月 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合 計	月平均
水道 料金	7.97	5.92	9.62	4.37	6.02	5.42	37.32	6.22

講和発効後における米国軍隊等の不法行為による財産損害の事例調査(却下)

破 害 者 新 垣 松
 住 所 石 川 市 字 東 恩 納 6 4 1 番 地
 被害発生場所 石 川 市 字 東 恩 納 大 井 原 1 , 2 0 . 7 番 地
 被害年月日 1 9 6 9 年 6 月 2 6 日 午 前 1 1 時 頃
 加 害 者 米 陸 軍 及 び 琉 球 水 道 公 社
 補償請求額 ¥ 7 8 3 , 3 6 0 . 0 0 (\$ 2 , 1 7 6 . 0 0)
 補償支払額 却 下 (理 由 は 別 添 の と お り)

1. 被害状況

1969年6月26日、石川市字東恩納と具志川市字栄野比との境界の米陸軍管理13号線道路西側が約7.0m決壊し、そこに埋設してあつた水道管(36インチ)が破裂し、多量の砂礫及び雑木等が下方の農耕地(田)に流れ込み、農耕地として使用できないほど莫大な損害を被つたが未だに補償されていない。

2. 補償額算定基準

	補 償 額	復元工事費用	運 搬 費 用
日 円	783,360.00	461,952.00	321,408.
米 ド ル	2,176.00	1,283.20	892.80

陸 軍 省

琉 球 列 島 米 国 民 政 府

H O R I - P W

1 9 7 0 年 1 2 月 3 0 日

件 名、 再 度 の 財 産 損 害 賠 償 請 求 に つ い て、

あ て： 行 政 主 席

(主 管) 法 務 局

1. 参 照 書 簡

a、 1 9 7 0 年 7 月 2 日 づ け、 上 記 件 名 の 琉 球 政 府 書 簡 法 土 3 2 4 号、 (別 添 1)

b、 1 9 7 0 年 5 月 1 4 日 づ け、 在 琉 米 陸 軍 書 簡 R I J A - 0、 件 名 「 賠 償 請 求 解 決 通 知 書 」

2. 同 水 道 線 の 維 持 管 理 に あ た つ て 琉 球 水 道 公 社 又 は い か な る 米 国 の 機 関 に よ る 過 失 ま た は 怠 慢 は な く ア ラ カ キ 氏 の 財 産 へ の 損 害 は、 長 期 に わ た る 大 雨 に 起 因 す る 地 す べ り に よ る も の で あ る と の 決 定 に 基 き、 ア ラ カ キ 氏 の 賠 償 請 求 は 在 琉 米 国 陸 軍 外 国 賠 償 請 求 委 員 会 に よ り 不 許 可 に な り ま し た。

3. 琉 球 水 道 公 社 は ア ラ カ キ 氏 の 賠 償 請 求 を 立 証 す る 新 事 実 を 知 ら な い の で 賠 償 請 求 は 却 下 さ れ る を 得 ま せ ン。 同 賠 償 請 求 に 関 係 す る 新 事 実 が あ る 場 合 に は、 そ の 事 実 は 在 琉 米 陸 軍 外 国 賠 償 請 求 委 員 会 へ 提 出 し て 審 議 を 仰 が ね ば な り ま せ ン。

4. アラカキ氏に本書簡の内容を通知していただきたい。

民 政 官 に 代 つ て

総 務 局 長

D、O、バックレ中佐

添 付 書 1 件、
上 記 の と お り、

解放軍用地の管理費請求調べ

競谷市町村 リスト番号 ENG 250 解放年月日 1970.7.10

字	小字	番地	地目 等級	地種	解放 面積	地 理 費						請求額	請求者住所 請求者氏名	備 考
						61年	62年	63年	64年	65年	66年			
						67年	68年	69年	70年	71年	72年			
伊良皆	西後原	■	宅地 2	169	169					4.02	4.02	\$ 8.04	■	石穴とな っている
"	"	■	"	139	139					3.30	3.30	\$ 6.60	■	"
"	"	■	宅地 1	223	223					5.84	5.84	\$ 11.68	■	"

- 注：(1) 当該調査は、別添リストで復元補償請求をした土地のうち、未補償の土地について記載すること。
 (2) 管理費については、解放後の各年間地料相当額を記載しその合計金額を請求額とすること。

アメリカ局長

秘密標記 (赤色)

参事官

北米第一課長

安全保障課長

200
200
200

第 613 号
昭和 46 年 10 月 14 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

請求権問題に関する立法院要請決議

引用公・電信
日付・番号

9月30日 琉球政府立法院が採択した

「池田果氏の請求権についての法的措置は

「請求権問題」の全文テキスト1部別添

送付する。

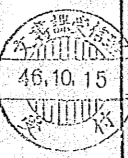
付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

要
事務
総務
渉外
調査
秘書
庶務
力
局長



GA-3-1

在外公館

同決議は、10月10日東京に立法院の

いわゆる「通貨切り替へ要求代表団」(長

議長以下8名)が掲行し、関係方面に要

請した由である。

GA-4

外務省

昭和五年五月二日民五印

部外秘

6月9日 237号
時村才五郎
奥村謙長補佐

法務省民事局

沖繩復帰に際し対米交渉を必要とする事項

一、米国が管理しているわが国（地方公共団体を含む）の財産の返還を求めらるるか（奄美返還協定第三条第五項、小笠原返還協定第三条第二項参照）。

（注）1 国有地・県有地（海軍軍政府布告第七号）森林地（高等弁務官指令第二号）、埋立地（米国民政府布告第一〇六号）、採掘権及び試掘権（高等弁務官布告第三三三号）、干潟（高等弁務官布告第三四号）等が問題となる。
2 琉球政府の財産は、わが国に移転することを明らかにすべきか（奄美返還協定第三条第四項参照）。

二、軍用賃借権を取得（又は承継）すべきか。

* 二つの手帳を協定中に記す理由あり（内題あり）

三、我が国及び国民の対米請求権は放棄するか（平和条約第一九条（a）項、奄美返還協定第四条第一項、小笠原返還協定第五条第一項参照）。

四、米国民政府、米国民政府、琉球政府によつて行われたすべての作為又は不作為の効力を承認するか（平和条約第一九条（d）項、奄美返還協定第四条第二項、小笠原返還協定第五条第二項参照）。

五、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、琉球政府裁判所、米国民政府裁判所及び琉球列島米国土地裁判所（すでに廃止されている裁判所を含む。）において復帰前になされた裁判の効力を承認するか（奄美返還協定第五条参照）。

- ① 琉球裁判所
方式の処理あり
- ② 米国民政府
内容いかにして
- ③ 土地裁判
行政処分は別

- I. 返還の場合
 - ① 同族承継問題あり
譲渡による返還か
意図ありか、期間、
資料問題あり
 - ② 上記の期限問題
あり、更新問題あり
 - ③ 資料の決り方
- II. 物指法附則2項18号
方法の場合
(1945. 一旦消滅 + 公法上
借用権設定)

- ① Vestの効力という点に
注意あり 1952
- ② 埋立地の所有権帰属問題
(米国民政府布告第一〇六号)

決議第十六号

沖縄県民の請求権についての法的措置に関する要請決議

琉球政府立法院は、沖縄の施政権返還協定に関する要請決議において「一九四五年の米軍占領以来、米軍並びに米合衆国政府の法令又は米合衆国政府要員等の行為により県民に与えた損失については、県民の請求権を認め、復帰の時までには補償がなされないものについては本土政府が責任をもつて補償する措置を講ずること」を繰り返し院議をもつて政府に要請してきた。

しかるに、政府は、返還協定第四條第二項を除く国民のすべての対米請求権を放棄したばかりでなく、復帰対策要綱でも、いわゆる、講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるとなっているだけで県民の請求権がどのように措置されるのか、また戦時中日本軍の使用のために県民が被つた人身、土地、財産等に対する県民への補償の処置も明確でない。

これら損害に対する請求権は、県民の当然の権利であり、いやしくも特恵的に措置されてはならない。

よつて琉球政府立法院は、政府がこれら損害に対する県民の請求権を認め、すみやかに法的措置を講じて補償するよう強く要請する。

右決議する。

一九七一年九月三十日

琉球政府立法院

琉球政府立法院

ソカ
上
大政事外外儀電
務務典房
次次
臣官官審審長長
備総人電厚計
書文会営給
調査長
領移長
ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南
参一二
参西東洋
長 西東
近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 参賀統国万
長 参政技二
協 国一理
長 参条協起
国 参政経科
長 軍社專
情 参道内外
長 文長
一二

注意 (部の内 号)

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

385

総番号(TA) 32545 主管
71年6月29日 18時59分 北米 発
71年6月29日 19時09分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

りゆうきゆう政府作成「対米請求権の内容」

第677号 略 至急 (ゆう先処理)

貴電米北/第/86号に関し

1. 本件調書の概要は別電第678号の通り。
2. 冒頭貴電1.については往電第672号3.の通り。
3. 冒頭貴電2.及び3.に関し、別電の各項目につきりゆう政に照会したところ次の通り。
 - (イ) 1.の請求金額合計について以前連盟が提出した595,545.06ドルは計算の誤りで今回の597,965.39ドルが正しい。
 - (ロ) 2.のソースは地主連合会。
 - (ハ) 3.及び4.についてはりゆう政法務局と地主連合会が協力して調査中。
 - (ニ) 5.について70年5月当時では土地裁判所に係属中の訴願件数9616件、補償要求額2,017,049.81ドルであつたところ、この金額との差はおそらくこの時期以降本年4月までの訴願によるものと思われるが、詳細は担当官出張中のため不明。

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- (ホ) 6.についてつば数は軍用地料支払リストにより計算した。なお、地主数は担当官出張中のため不明。
- (ヘ) 7.及び8.はりゆう政法務局の調査による。
- (ト) 9.についてはりゆう政建設局が67年に長期予算計画を作成した際に積算したもので、ただし当時の予算単価(つば当り平均7.74セント)で計算しているため現在の単価では2倍位になる可能性あり。
- (チ) 10.はりゆう政法務局を通じりゆうきゆう列島米國土地裁判所に提出されている訴願を乗計せるもの。人数は17組合の各請求人数を合計せるもの。
- (リ) 11.は68年11月に428人161,044ドル、69年4月に追加として1138人728,267ドルの補償請求が米側に提出され、69年5月民政官から却下、69年7月に1566人501,885ドルとして再請求、70年3月再却下、70年6月行政主席から補償請求にかえて見まい金交付要請書を米側に提出。これに対しては未回答。
- (ヌ) 上記(チ)及び(リ)についてはりゆう政内部資料を入手したので空送する。
- (了)

(原手交済 6/29)

外務省

ソカヒ
大政事外外儀官
務務典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会管総
調査長
領移長
ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
長 中南
南 参一
審 西東洋
欧 参西東
長 西東
近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 源
長 参貿統国万
経 参政技二
協 国一理
長 参条協規
国 参政経科
長 軍社專
長 参道内外
文

注意 (部の内 秘)
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。
電信写
685

総番号(TA) 2557
71年 月 日 19時 44分 沖繩 発
71年 6月 29日 20時 01分 本省 着 米北
主管
外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理
りゆうきゆう政府作成「対米請求権の内容」
第678号 略 至急 (ゆう先処理)
往電第677号別電
1. 講和前人身損害賠償 (請求もれ) 597, 965. 3
9ドル
(イ) 講和前人身損害未賠償者連盟からりゆう政に提出さ
れた人身しょう害334人(死亡164人、しょう害17
0人)についての請求。
(ロ) 財産については具体的に請求が出ていないので実数
は未はあく。
2. 軍用地復元補償 5, 424ひつ1, 342, 726.
89つば4 331/ 410, 59ドル
(イ) 61年7月1日から71年1月31日までに解放さ
れた軍用地の復元補償
3. 土地接収による損害賠償
(イ) 現在調査準備中。実数、請求額未はあく
4. (入会補償)
(イ) 同上
軍用地復元補償 24, 802ひつ 7, 751

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。
電信写

827. 80つば 2, 289, 459, 26ドル
(イ) 68年10月(これ以前の訴願については資料不備のため除いてある)から71年4月までに訴願を提起した
もの。
6. めつ失地補償 98ひつ10, 864, 72つば
(イ) ナハ港湾地域のめつ失した部分で現在は他の軍用地
同様借賃が支払われており、従つて現時点で補償請求はな
いが将来解放の時に補償が問題となる。
(ロ) めつ失地は上記の他にカデナ村、チャタン村などにも
あるが実数請求額未はあく
7. 講和後の人身損害賠償 148人 886, 560, 56
ドル
(イ) 62年から70年までりゆう政を通じて米軍に請求
した人身しょう害補償157人(1, 102, 789, 9,
2ドル)から完全解決9人(2, 473, 74ドル)及び
一部支払済119人(213, 755, 62ドル)を除いたもの。
(ロ) 従つて上記の内訳は、(A)未決12人(167,
974, 73ドル)、(B)却下12人(38, 914,
03ドル)及び(C)不足分119人(679, 671,
80ドル)である。
8. 講和後の財産損害賠償 411件 882, 339, 96
ドル

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

(イ) 62年から70年までりゆう政を通じて米軍に請求した財産補償602件(1,178,802.20ドル)から完全解決191件(55,985.01ドル)及び一部支払済352件(240,477.23ドル)を除いたもの。

(ロ) 従って上記の内訳は、(A)未決14件(398,154.7ドル)、(B)却下45件(34,400.53ドル)及び(C)不足分352件(808,123.96ドル)である。

9. つぶれ地補償14,486ひつ482,426つば3,737,740.16ドル

(イ) 米軍により道路として使用され補償のないまま解放された後、政府道または市ちよう村道と指定され、若しくは事実上私道として使用されている私有地に対する補償。

(ロ) ただし上記金額は政府道となつている部分だけで、それ以外は実態調査中

(ハ) この算定の単価は1967年の政府予算単価であり、その後の土地価格の上しよう等により現実の補償適正額はこれより多額になる。

10. 演習による漁業補償1,840人21,666.058.90ドル

(イ) この補償請求は52年から70年までの分

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

(ロ) 米軍演習地設定に伴なう漁業そう業制限に対する補償

11. 基地公害補償1,566人501,855.00ドル

(イ) この請求は原潜入港に伴なうコパルトおせんに係る漁業収益の損失補償である。

(ロ) この他基地公害として航空機のそう音、廃油(えき)によるいどおせん、施設管理不備によるしん水ひ害等があり、講和後の人身及び財産補償として「外国補償請求法」で請求できる分については兪生の都度米軍に請求している。

(丁)

(イ) 演習による漁業補償 6127

(部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

293

大政事外外儀官
 務務典房
 次次
 臣官官審審長長
 備備人電厚計
 書文会營給

調査長領移長
 参企析調
 参領旅査移

ア地中東
 長北東西
 参北北保
 中南番
 欧参西東洋
 長西東

近ア長経
 参書近ア
 次総経国資
 源

長参質統国万
 経政技二
 協協国一理
 参参協規

長国参政経科
 専軍社専
 参道内外
 一一

電信写

総番号(TA)

71年 7月 22日 16時 44分 沖繩 発 米北
 71年 7月 22日 16時 50分 本省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

おきなわ住民の請求問題に関する調査(回答)

第787号 略 至急

貴電米北/第205号に関し

2/日スズキをしてりゆう政土地業務課アサト補償係長、
 陸運課幸地係長(1960年当時の担当者)にちよう取せ
 しめた結果次の通り。

1。(冒頭貴電/。以下同じ)

キヤラウエイ委発足後に住民の請求が提出された例は多数
 あるが、りゆう政はこれを締切り後であるとして却下した
 。ただし、例外として同委で審議中に委員提案として追加
 提出し受理されたもの2件がある。

2。りゆう政は1955年、58年の2回にわたり調査を
 行なつたが、この調査は不十分であつたため、対象範囲、
 補償額算定基準、申請様式等を決定した上59年3月に統
 一的な調査を行なつたものである。その際これ以前の2回
 の調査は参考として利用したものであり、実質的には相当
 長期の申請受理期間があつたと解してよい。またりゆう政
 は59年9月、同年11月に再調査を行なつているが、こ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

これは3月の調査の証拠ほ集のためであり、新たな申請受けは行なっていない。

3. 請求取りまとめはりゆう政が主体的に方針を決定し市ちよう村に依頼して行なつたものであり、この決定に他の団体はかい入していない。講和前補償獲得期成会は人身障害及び死亡事案には殆んどタツテしていない。

4. りゆう政、市ちよう村、講和前補償獲得期成会の関係は上記3.の通り。人身障害及び死亡は日本側見まい金の対象となっていないため見まい金処理委員会とは無関係である。

(了)

大政事外外儀官
 務務典厚
 次次典厚
 臣官官審審長長
 儀総人電厚
 書文会當
 調査長
 参企析調
 領移
 参領旅查
 ア 参地中東
 長 北東西
 米 参北北保
 中 参一二
 南 参西東洋
 番 西東
 欧 西東
 長 西東
 近ア 参書近ア
 長 次総経国
 経 次総経国
 長 参資統
 経 参政技一
 協 国
 長 条 参条協規
 条 参条協規
 長 参政経科
 国 参政経科
 長 参社專
 青 参道内外
 長 参道内外
 文 一二
 長 一二

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写
 総番号(TA) 49053
 71年9月23日11時18分 主管
 71年9月23日11時20分 本省 発着
 外務大臣殿 高毅(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

りゆう政保管の請求権関係資料のコピー作成(りん譜)

第1016号 略 至急

1. 当地滞在中の本省担当官をしてりゆう政法務局土地業務課長に当り調査せしめたところ。先般来ちゆうした共産党調査団が、同課保管の講和前人身財産関係補償の請求書(布令60号関係)728まい、りゆう政取扱いの講和前人身財産関係補償請求書(外賠法関係)759まい及び講和前人身補償もれに関する補償請求書380まい、合計867まいに上る請求書類のコピーを作成の上、持ち帰ったことが確認された。

2. よつて、上記担当官より土地業務課長に対し、本件請求書のコピー作成につきりよう承を求めたところ、今般りよう承を得るに至つた。ついでには、地元業者に委しよの上、早急にりゆう政庁しゃ内で本件コピー作成作業を施することと致したいので、右作業の実施及び必要経費00ドル(見積書空送)の支出につきりよう承願いた。

3. なお、社会、民社、公明の各党調査団による資料取

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

振りについてはりゆう政関係者に当り調査せるも、特に注目すべきものはなく、社会党調査団が復元補償もれ軍用機(返かん協定4条3項関係)の面積、請求総額等に関する資料及び人身、財産関係補償請求一らん表(入手済)をりゆう政法務局より持ち帰つたに過ぎない模様である。

(了)

安全保障課
アメリカ局長
参事官
北米一課長

秘密標記(赤色)
秘

第 740 号
昭和 46 年 11 月 18 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代
[Seal]

(件名)
請求権関係の調査(回答)

引用公・電信
日付・番号 貴電米北/才388号

本件に關し 11月17日付 琉政特務局
民事部 からの回答 / 部別添送付す。

付領添付 付領空便(行) 付領空便(DP) 付領船便(貨) 付領船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

GA-3-1 在外公館

総務
秘書
渉外
源
航空
科学協力
連絡調整
調査
力
局

46.11.19

秘

昭和 46 年 11 月 17 日
琉政特務局 民事部

人身関係

1. (資料 3、65 年分 14 巻)

請求者 [Redacted]

事故種別 交通事故(死亡)

請求額 米 3,061.22

支払額 不明

1965年12月1日付の民政府書簡
に於て「本件は海兵隊の管轄外
にあり、ワシントン在米国赤十字本
部へ付託されたる旨通知あり、
その処理結果については本人
に問い合わせるべきにあり。1970
年10月30日に本人に処理
結果について照会し如右回答あり。

2. (資料 3、68 年分 8 巻)

請求者 [Redacted]

GA 6 外務省

事故種別 大川に咬まれ傷害

請求額 #259,20

支払額 未解決

1969年6月10日付で空軍賠償
委員会から「傷を貰わしめたのは
野良犬であって軍要員の飼犬
の仕事ではない」との理由で却
下されたが、1969年10月2日
に再度琉球警察の証明書を
添付して再考慮方を請うた
が現在まで何らの回答もない。

財産関係

1. (資料4、62年分15歳)

請求者 本古田清三(81名)

事故種別 渡船に付き小舟の被害

請求額 #284,14

支払額 不明

1970年10月30日に本人に葉書
で処理状況を照会したが回答

かきり。

資料4、
2. (資料4、64年分、14歳)

請求者 石川須等組合長 漢那宗得

事故種別 ホットに付き漁具の破壊

請求額 #540,00

支払額 未解決

1965年1月27日米陸軍賠償
委員会から査定額 #37,20
が提示されたが、被害者側
はこれを不満として受領せず
その後米軍側と折衝し合
つたが、現在まで保留とあ
つてゐる。

3. (資料4、67年分56歳)

請求者 東洋バスKK

事故種別 交通事故

請求額 #12,40

支払額 未解決

1970年10月30日に本人に葉書

でその処理結果を照会したところ、未だ賠償金を受領していないとのことであるが、去つて、1971年3月に文書で高等弁務官あてその処理状況について照会しております。

4. (資料4、68年分20歳)

請求者 山城カチ

事故種別 建設工事による農耕地の被害

請求額 296,000

未払額 未解決

上記3、と同様

5. (資料4、68年分53歳)

請求者 島袋治秀(81歳)

事故種別 建設工事による農耕地の被害

請求額 1,195,410

未払額 不明

1970年10月7日に等書で

本人あてその処理結果について照会したが、何ら回答がないので、1971年3月にその処理状況について高等弁務官あて照会しております。

未償還

米国との関係における沖縄住民等の諸請求の処理

秘

(注1) 請求項目は、昭46.9.20付琉球政府作成の「アメリカ合衆国施政下における沖縄県民のいわゆる請求権等の法的救済に関する要請」による(但し、カッコ内を除く)。

(注2) ※印を付した項目は琉球政府によりわか方の補償措置が要請されているもの。

昭46.10.19
系約局

請求項目	損害発生時期	講和前	講和後
土地の復元補償	1950年7月1日前に形質変更され、1961年6月30日までに解放された土地で布令第60号による復元補償もれ*	実態不明 (あれば平和条約第19条(a) - 但しこの点大蔵省と未調整)	
	1950年7月1日前に形質変更された土地で、1961年7月1日以後復帰の前日までに解放されるものの復元補償	協定第4条3項	
	1950年7月1日以後形質変更され、復帰の前日までに解放された土地で、布令第60号による復元補償未解決のもの		第4条2項(合意議事録(1)参照)
	復帰前に形質変更された土地で、施設区域として復帰後に引きつかれて解放されるものの復元補償*	第3条2項によりわか方処理	
	(3公社等わか方が引き継ぐ財産のある土地の復元補償)	第6条4項によりわか方処理	
財産及び人身損害の賠償等	外国補償請求法に基づく賠償請求で復帰の前日までに未解決のもの		第4条2項(合意議事録(1)参照)
	外国補償請求法に基づく賠償額に不服のもの及び同法で棄却されたもの*		第4条1項(但し、第4条2項によるすべての手続を尽くした場合に限る)
	布令第60号による補償もれ*	人身損害 — 平和条約第19条(a) 財産損害 — 実態不明(あれば平和条約第19条(a) - 但し、この点大蔵省と未調整)	

請求項目	損害発生時期	講和前	講和後
軍用地の接収に伴う通損補償 <ul style="list-style-type: none"> 〔 残地補償 〕 〔 隣接財産の補償 〕 * 〔 離作補償 〕 〔 水利権補償 〕 		平和条約第19条(a) (但し、残地補償、水利権補償は布令第80号による補償の対象となっている。)	法令上第4条2項(合意議事録/ (2)乃至(3)参照) (但し、法令上除斥期間の定めあり)
土地裁判所訴願事案等 <ul style="list-style-type: none"> — 布令第20号の収用に係る地料増額請求事案 — 布令第20号の契約に係る地料増額請求事案 * — 漁業補償請求事案 * — 棄却されたもの * 			第4条2項(合意議事録/ (2)参照) " " " 第4条1項(但し、第4条2項によるすべての手段を尽した場合に限る)
海没地の補償 <ul style="list-style-type: none"> — 那覇軍港内の海没地 — その他の海没地 * 		海没地に関する交換公文 実 態 平和条約第19条(a) (実態いかんにより那覇軍港海没地と同様な処置がとられることは排除されない。そうでない限り上記のとおり。)	不 明 協定第4条1項
未払軍用地料等			第4条2項(合意議事録/ (1)参照)
軍用地業務に関する手数料			琉球政府財産引き継ぎの一環(復帰時までには米側未払の分は、琉政債権として引継がれる。)
米量による林野の使用制限に伴う損失補償 (入会制限に伴う損失補償) *		平和条約第19条(a)	布令19号第2項及び布令20号第3項に該当する限り第4条2項(合意議事録/ (2)参照)
1950.7.1前に形質変更がなされ復帰前日までに解放された土地で復元補償がなされるまでの間の当該土地の使用不能による損失補償 *		平和条約第19条(a)(但し、この点入蔵台と未調整)	
解放地の境界設定費 *		実 態 不 明	(復元補償問題の一環)
返還協定第4条第2項及び第3項によるアメリカ合衆国の措置に不服のもの * <ul style="list-style-type: none"> — 第4条2項 — 第4条3項 		平和条約第19条(a)(但し、布令80号に基づいて行なわれた支払に比し均等を失している場合はその限りでない。)	第4条1項(但し、第4条2項によるすべての手段を尽した場合に限る)